

「幼児教育と保育の一体的提供に向けて」 提言

平成26年2月

草津市幼保一体化検討委員会

目次

I	はじめに～幼保一体化検討の背景	P 1
II	草津市の就学前児童を取り巻く現状と課題	P 3
1.	就学前児童数の推移	P 3
2.	就労状況の変化	P 4
3.	認可保育所（園）・幼稚園における現状と課題	P 5
4.	幼児教育と保育の一体的提供のための意識調査（保護者アンケート）概要	P 10
5.	幼児教育と保育の一体的提供のための現況調査（施設アンケート）概要	P 12
6.	認可保育所（園）、幼稚園の運営費	P 15
III	国の子ども・子育て施策に関する現状と方向性	P 18
IV	草津市における質の高い幼児教育・保育のあり方	P 19
1.	教育・保育の質の確保	P 21
①	幼保の教育・保育の質、内容について	
②	子どもを中心においた幼保一体化に対する方向性	
③	幼保一体化（認定こども園）の課題	
④	給食における配慮（食育の推進）	
⑤	幼保一体化施設における施設的な配慮	
2.	職員や保護者間の連携	P 22
①	幼保一体化に伴う職員の連携、カリキュラム	
②	職員の待遇、研修体制	
③	保護者間の連携等	
3.	低年齢児の保育・教育、支援	P 23
4.	保育所での待機児童と幼稚園の定員割れへの解消	P 24
5.	3歳児の未就園児に対する幼児教育の提供	P 24
6.	多様な就労形態に対応した就学前施設のあり方	P 24
7.	特別支援教育への対応	P 24
8.	未就園児活動を含む子育て支援や家庭支援機能のあり方	P 25
9.	幼保、保幼小の連携・交流	P 25
10.	幼保一体化ニーズと保護者の選択	P 25
11.	幼保一体化に伴う広報周知	P 25
12.	公私立の役割と民間の力の活用	P 26
V	草津市における幼保一体化についての基本的な考え方（まとめ）	P 27
VI	草津市における幼保一体化の実施方策	P 29
1.	幼保一体化の実施スキーム	P 29
2.	幼保一体化モデル園について	P 30
VII	草津市幼保一体化検討委員会の開催状況	P 36

(別冊資料)

- I 草津市の就学前児童を取り巻く現状と課題
- II 「教育と保育の一体的提供のための意識調査（保護者アンケート）」結果
- III 「幼児教育と保育の一体的提供に向けた現況調査（施設アンケート）」結果
- IV 草津市の保育・幼児教育の現状と内容
- V 草津市の幼稚園・認可保育所（園）のあゆみ
- VI 子ども・子育て関連3法について（概要）
- VII 草津市幼保一体化検討委員会意見のまとめ
- VIII 草津市の就学前児童を取り巻く現状と課題

I はじめに

幼保一体化検討の背景

○乳幼児期の健やかな育ちに向けて

乳幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。子どもたちは、生活や遊びの中でさまざまな体験を積み重ね、人として社会で生きていくための、最も基本となることを会得していきます。この重要な乳幼児期に、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されること、それぞれの子どもがその良さや可能性を伸び伸びと發揮すること、人の気持ちを理解し、互いを認め合い共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちはすべての大人や社会の願いです。これから乳幼児期の子どもたちの健やかな育ちに向けては、家庭（保護者）、幼稚園・保育所（園）の視点だけではなく、子どもの視点から、家庭・幼稚園・保育所（園）や地域がどのようにあるべきかを考えていく必要があります。

◎乳幼児期の子どもの健やかな育ちに向けて、子どもの視点から、家庭、幼稚園、保育所（園）や地域のあり方を考えていくことが必要

○幼稚園・保育所（園）の役割

乳幼児期の子どもの育ちに直接影響を与える幼稚園および保育所（園）に求められる役割と責任は大きく、「すべての子どもの最善の利益」を第一に考え、家庭での子どもの「育ち」と「学び」を補完し、次代を担う就学前の子どもに豊かな育ちと学びを保障していくことが求められています。

本市では、幼稚園教育の歴史は大正時代に遡り、以来、幼児期の教育が私立4園、公立10園で提供されており、また保育所（園）では、共働き世帯の増加や就労形態の変化を背景に、昭和40年代から認可保育所が開設され、私立14園、公立6園で就労等により保育に欠ける児童に対して、保育が実施されています。それぞれの歴史の中で、幼稚園・保育所（園）が果たしてきた役割は非常に大きく、培われてきた幼児教育・保育の成果を、今後も次代を担う就学前の子どもに提供、充実していくことが必要です。

◎子どもたちに、豊かな「育ち」と「学び」を保障し、子育てを支援する場として
幼稚園・保育所（園）の果たしてきた役割の大きさ

◎培われてきた幼児教育・保育の成果を、今後も提供、充実していくことが必要

○就学前児童を取り巻く現状

就学前児童を取り巻く現状としては、幼児教育と保育の必要性と需要は増大しているにもかかわらず、保育所（園）は定員超過により待機児童が発生し、幼稚園は定員割れと就学前施設における需要と供給のミスマッチが生じています。この背景として、共働き世帯の子どもは保育所（園）、専業主婦（夫）のいる世帯の子どもは幼稚園といった枠組みでは、十分に対応できない状況が生まれてきており、保護者の就労の有無等に関わらない幼児教育・保育の提供が求められています。

また、少子化や核家族化が進展する中、子どもにとって集団活動や異年齢交流の場、育児不安を抱える保護者にとって地域子育て支援の場としての幼稚園・保育所（園）の重要性は非常に高いものとなっています。

- ◎保育所（園）は待機児童発生、幼稚園は定員割れと、就学前施設における需要と供給のミスマッチが発生
- ◎保護者の就労の有無等に関わらない幼児教育・保育の提供の必要性
- ◎集団活動や異年齢交流の場、地域子育て支援の場としての幼稚園・保育所（園）の重要性

○国の幼保一体化の動向

国の新たな子ども・子育て支援の枠組み（子ども・子育て支援新制度）においても、幼児教育、保育は、生涯にわたる人格形成に極めて重要であるとの考え方の下、家庭の就労状況や環境にかかわらず、希望する全ての子どもに対し、質の高い幼児教育と保育を保障する視点から、幼保一体化の推進が進められており、本市においても、国制度の動向を踏まえた検討を行っていく必要があります。

○幼保一体化の検討の経緯

このような過程において、本市では、これまで幼稚園・保育所（園）の歴史の中で培われてきた良さや成果を再確認し、相互に活かすとともに、双方の役割を担う形で、全ての希望する子どもに質の高い幼児教育と豊かな保育を提供するために、子どもの視点からどのような幼保の体制が望ましいのか、国制度の動向を踏まえながら、検討を行う必要が生じてきています。

そのため、平成24年度から、「草津市幼保一体化検討委員会」を開催し、幼保一体化の検討を開始し、幅広い視点から議論を積み重ねています。

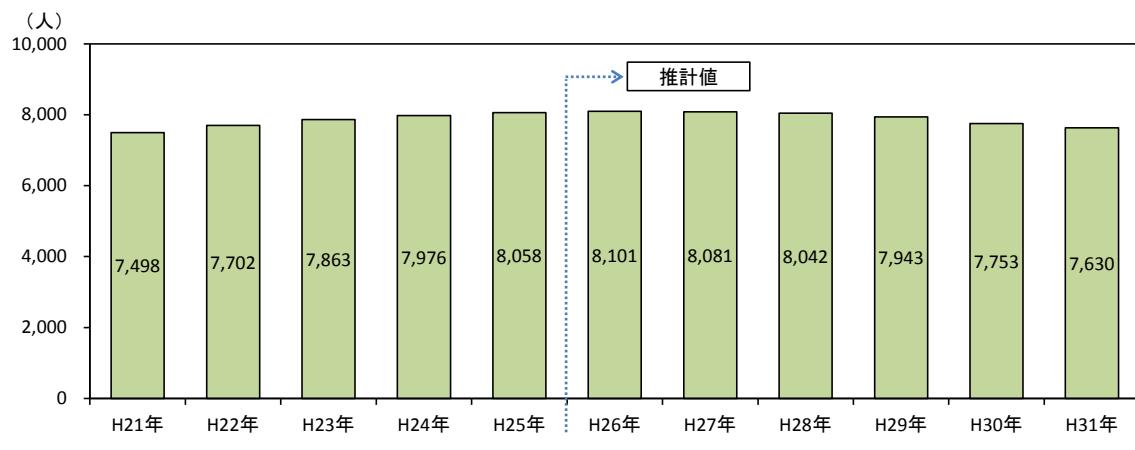
- ◎幼稚園・保育所（園）の歴史の中で培われてきた良さや成果を再確認し、相互に活かす必要性
- ◎双方の役割を担う形で、全ての子どもに質の高い幼児教育を提供し、保育を必要とする児童に豊かな保育の場を提供するために、子どもの視点からどのような幼保の体制が望ましいのか、幅広い視点から議論を積み上げていくことが必要

II 草津市の就学前児童を取り巻く現状と課題

1. 就学前児童数の推移

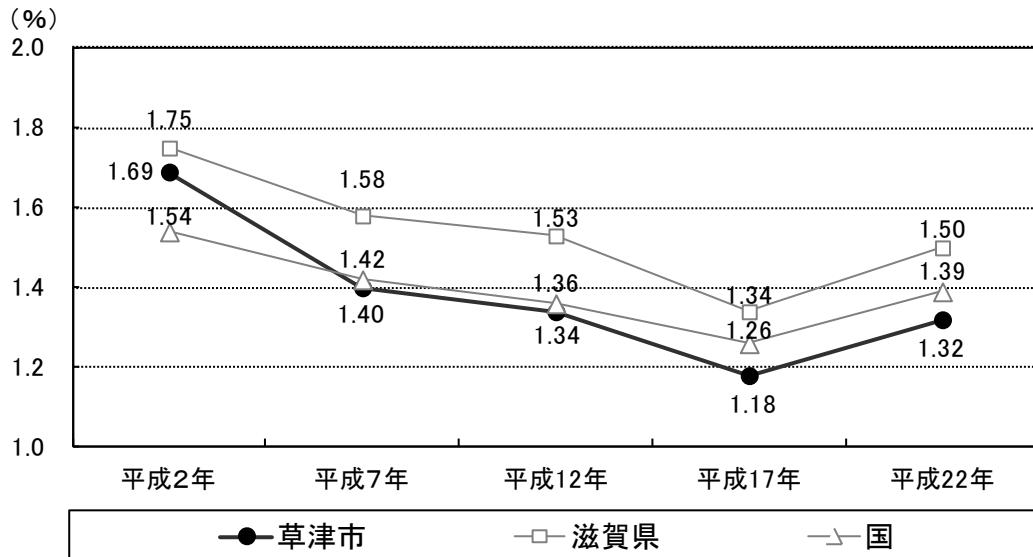
本市の就学前児童数は、住宅開発等の進展等に伴う人口流入を受けて、緩やかな増加傾向で推移してきましたが、合計特殊出生率は減少傾向にあり、平成26年前後をピークになだらかな減少局面に転じることが予測されます。

■就学前児童数の推移



(資料：住民基本台帳人口および推計値（各年4月1日現在小学校区別計）

■合計特殊出生率の比較



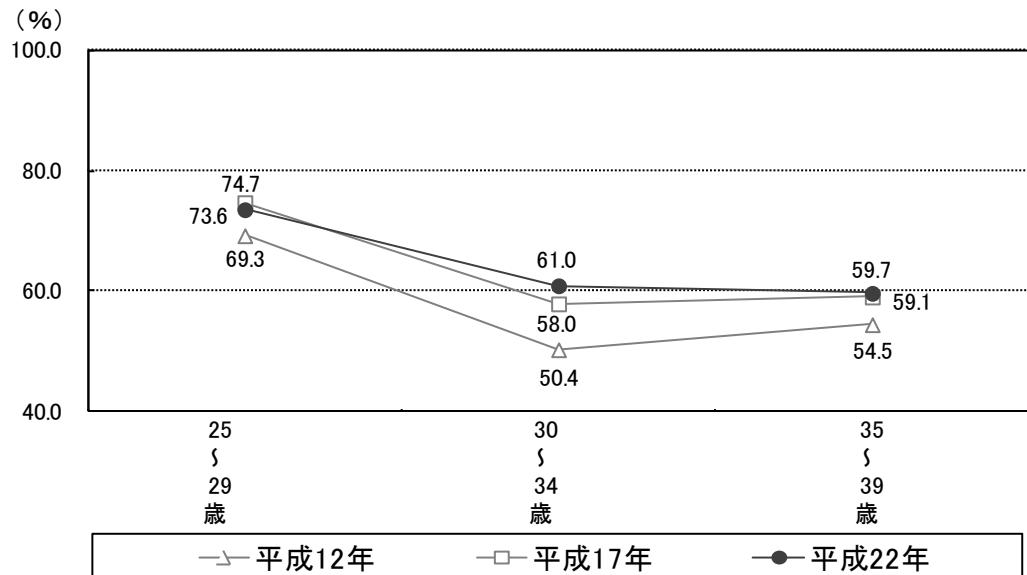
資料：人口動態統計、草津市母子保健計画、南部健康福祉事務所（草津保健所）事業年報

※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、すべての女性が等しく子どもを生むと仮定した場合に、1人の女性が一生の間に生む子どもの人数。今の人口規模を維持するのに必要な合計特殊出生率の水準は、2.07と言われています。

2. 就労状況の変化

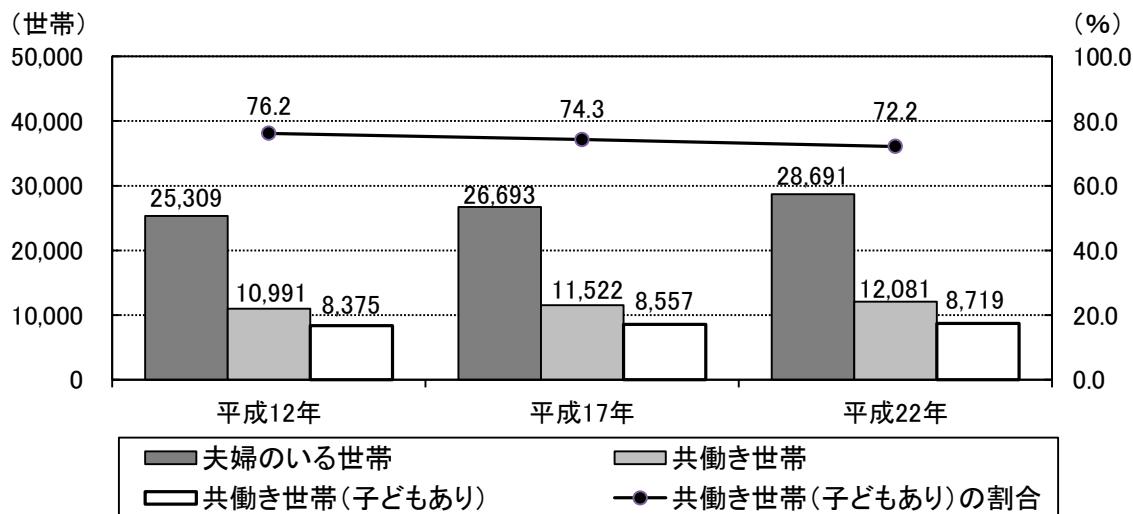
子育て世代の労働力率は年々増加しており、働く女性の保育ニーズの高まりへの対応が必要です。また、共働き世帯が増加し、多様な就労形態が進む中で、必要とされる保育需要と多様な就労形態に対応した就学前児童の受け皿が求められます。

■草津市における労働力率の推移（女性、25～39歳抜粋）



資料：国勢調査

■草津市における共働き世帯の状況



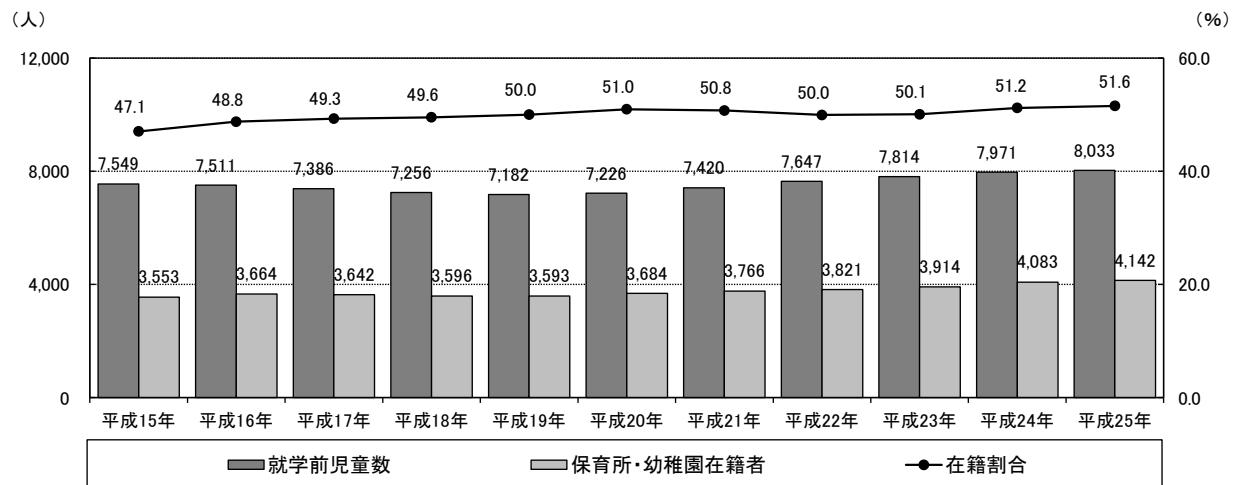
資料：国勢調査

3. 認可保育所（園）・幼稚園における現状と課題

① 認可保育所（園）・幼稚園のまとめ

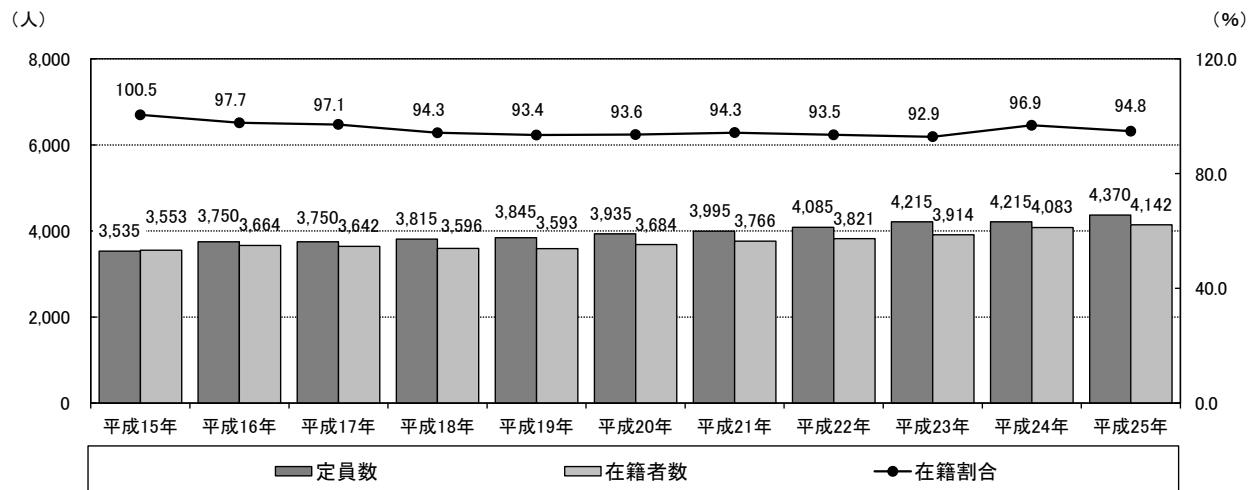
- 就学前施設（認可保育所（園）・幼稚園）全体として、在籍児童数が増加しています。
- 就学前施設全体としては、定員を下回っており、受入れの余地があります。
- 4歳児・5歳児の概ね100%が幼稚園や保育所等の就学前施設に在籍し、3歳児の約28.4%が現在、未就園となっており、幼児教育の提供体制が求められます。
- 3歳児の未就園層に対する幼児教育をどのように提供していくか、幼稚園・保育所相互のあり方を含めながら、検討していく必要があります。

■草津市における就学前児童数と認可保育所（園）・幼稚園の在籍者数



資料：就学前児童数は住民基本台帳および外国人登録人口（各年4月1日現在）
保育所（園）・幼稚園在籍者数／幼児課（各年5月1日現在）

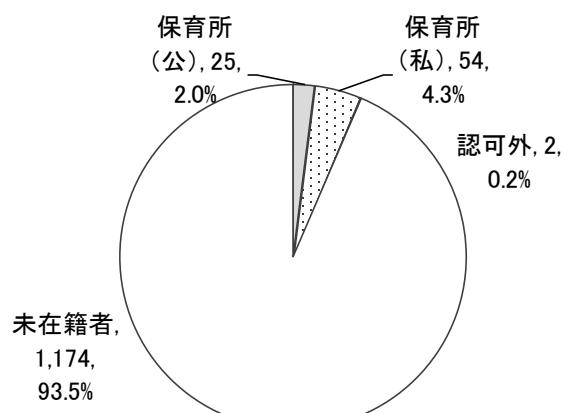
■草津市における認可保育所（園）・幼稚園の定員数と在籍者数



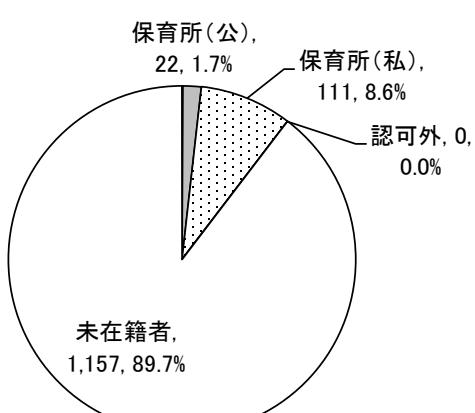
資料：幼児課（各年5月1日現在）

■ 0歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年

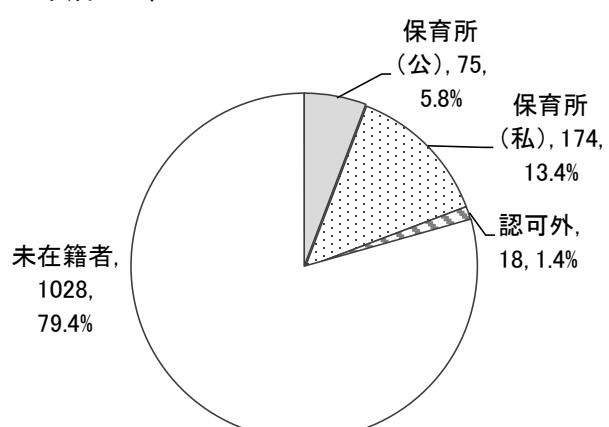


平成 25 年

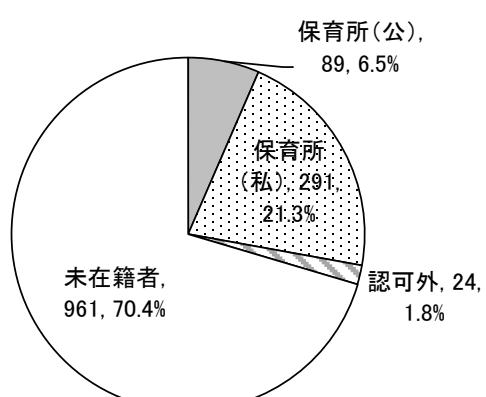


■ 1歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年



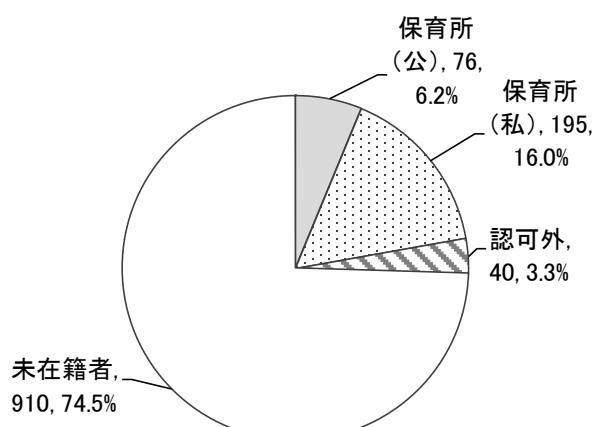
平成 25 年



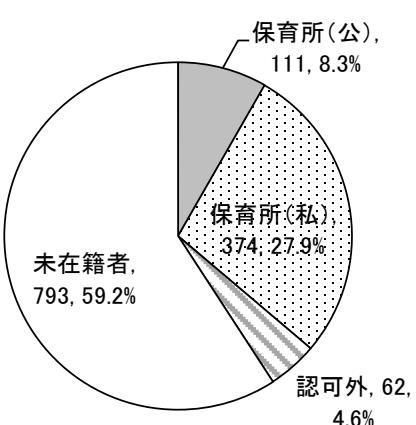
低年齢児（1・2歳児）の
保育需要の増加

■ 2歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年

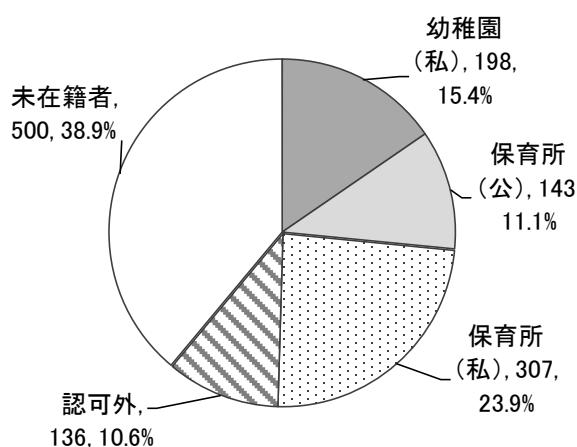


平成 25 年

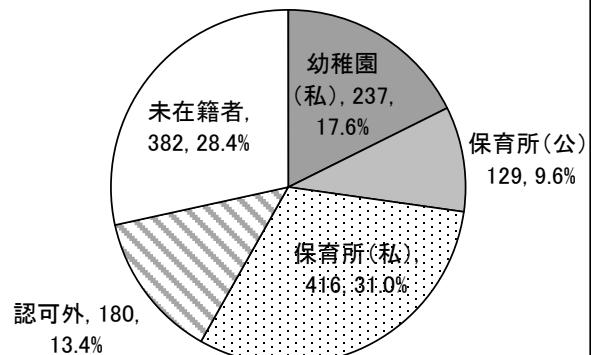


■ 3歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年



平成 25 年

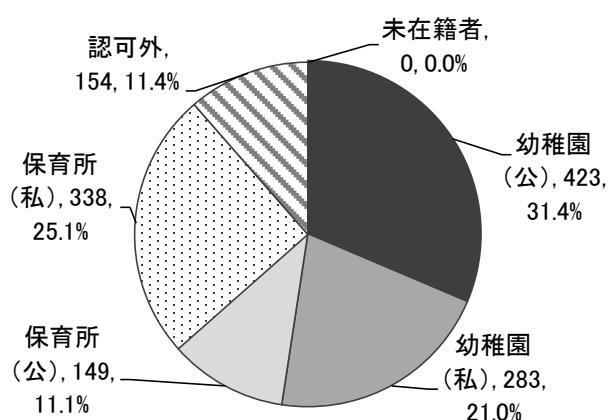


約 3 割の児童が

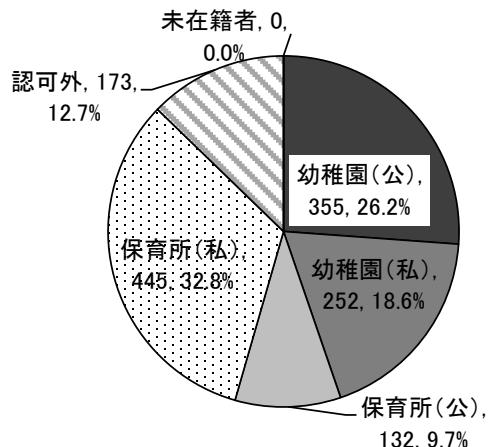
未在籍

■ 4歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年



平成 25 年

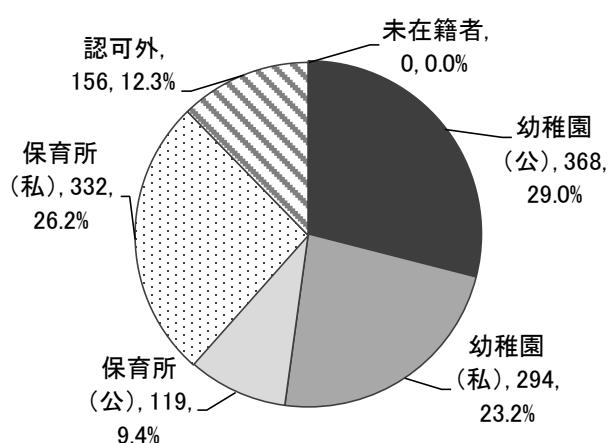


ほぼ 100%

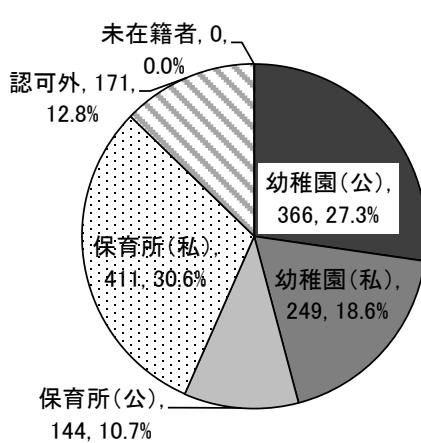
の在籍状況

■ 5歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年



平成 25 年

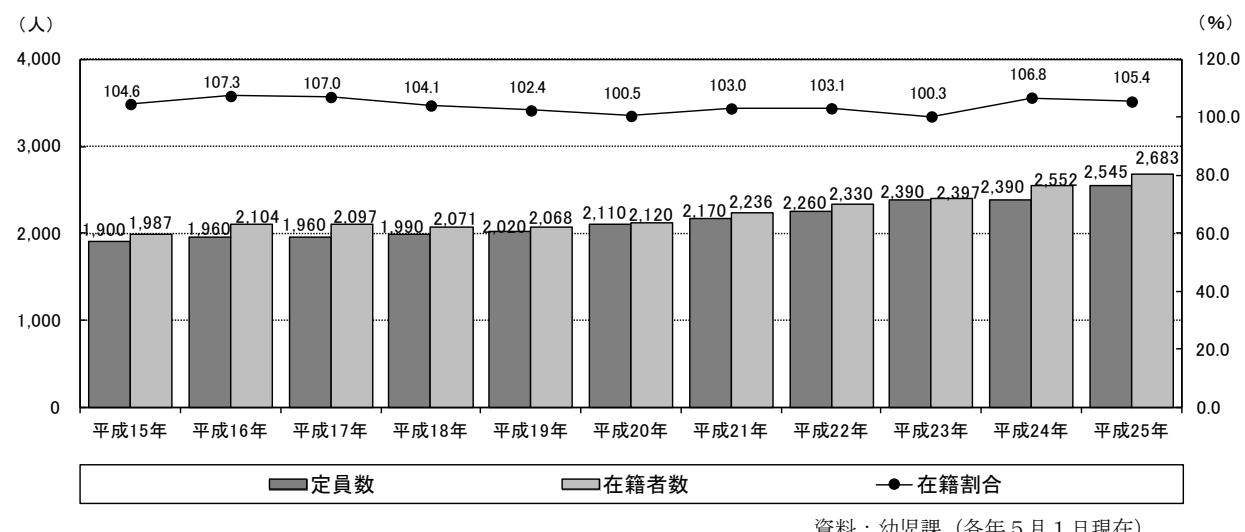


資料：幼児課（各年 5月 1日現在）※認可外は施設型の認可外保育施設を集計

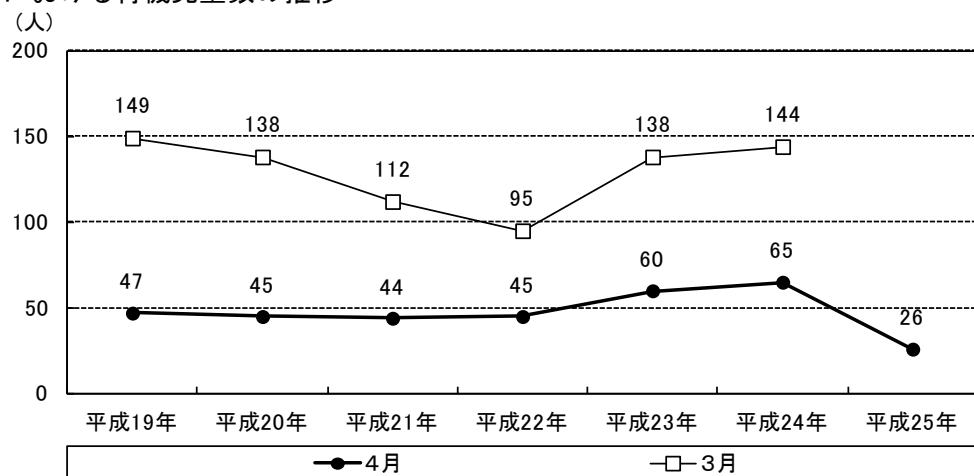
② 認可保育所（園）のまとめ

- 認可保育所（園）の定員超過の状態が続いている中で、就学前児童の増加や共働き世帯が増加する中で、保育が必要な就学前児童の受け入れ先の確保が求められます。
- 低年齢児を中心に待機児童が発生し、認可保育所（園）が定員超過している中で、引き続き待機児童解消に向けた受け入れ体制を整えることが必要です。

■草津市における認可保育所（園）の定員数と在籍者数



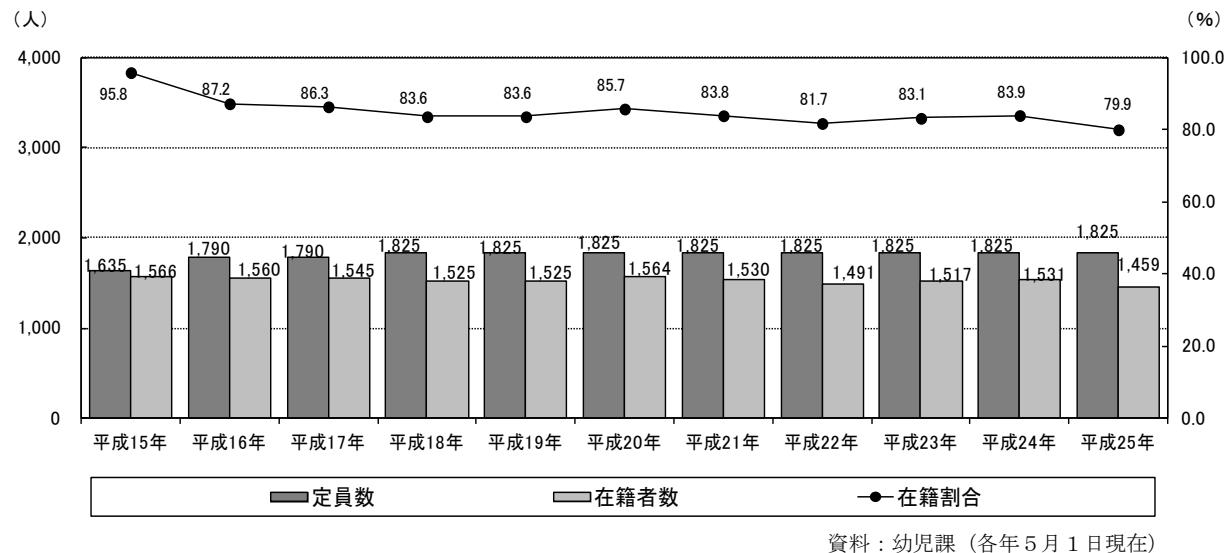
■草津市における待機児童数の推移



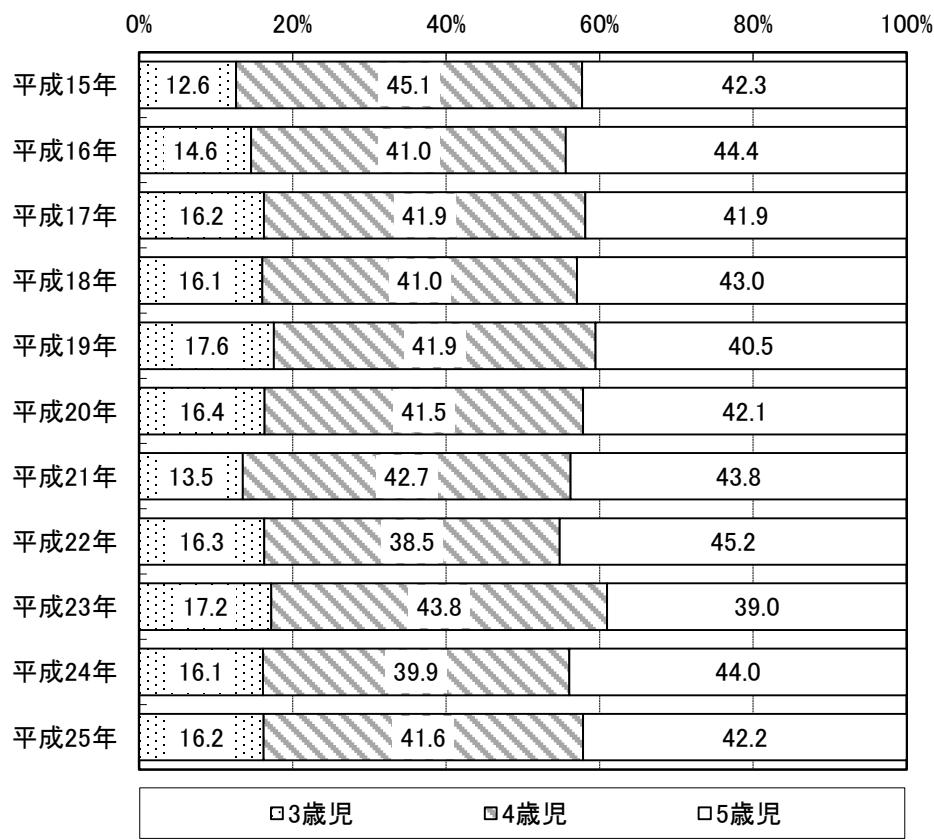
③幼稚園のまとめ

- 幼稚園に在籍する児童数が微減傾向の中で、公立・私立幼稚園ともに定員を下回る状況が続いている、地域的な在籍割合の較差も生じています。
- 子育て世代の共働き世帯数の増加や就労形態の多様化が進む中で、幼稚園における幼児教育や預かり保育について、就労層からの要請が高まることが推測されます。

■草津市における幼稚園の定員数と在籍者数



■草津市における年齢別幼稚園の在籍割合



4. 幼児教育と保育の一体的提供のための意識調査

(保護者アンケート) 概要

○調査期間：平成24年10月11日～10月26日（郵送配布・郵送回収）

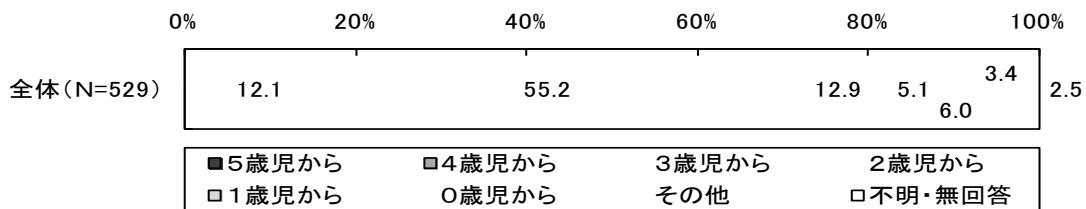
○調査対象者：草津市の0歳から5歳児の子どもをもつ保護者1,000名（無作為抽出）

配布数	回収数	有効回収率
1,000	529	52.9%

※5割を超える回収率となっており、本市が実施する他のアンケートの回収率よりも高く、0歳児から5歳児の子どもをもつ保護者にとって重大な関心事であることがうかがえます。

① 幼児期の教育を行うことが望ましい年齢

- 「3歳児から」が幼稚園・保育所（園）ともに最も高く、全体として5割を超えています。



② 就学前児童の子育てにおける主な問題点や課題

【全体】

1 (43.7%)	2 (28.0%)	3 (27.0%)
幼稚園や保育所（園）の費用が高い	育児全般にお金がかかる	子どもを預けることのできる時間が短い

- 全般的に「幼稚園や保育所（園）の費用が高い」「育児全般にお金がかかる」といった経済的な内容が多くなっています。在宅保護者においても同様の傾向であり、幼稚園・保育所（園）入所に際し、費用面の問題があることがうかがえます。
- 幼稚園では、特に公立幼稚園において、「子どもを預けることのできる時間が短い」が高くなっています。預かり時間の延長の要望が高いことがうかがえます。

③ 優先的に実施してほしい就学前児童に対する施策

【全体】

1 (51.4%)	2 (34.4%)	3 (20.8%)
幼稚園や保育所（園）にかかる費用の軽減	保育所（園）の数や定員増	短時間の勤務に対応する保育

- 「幼稚園や保育所（園）の費用にかかる費用の軽減」が高くなっています。次に「保育所（園）の数や定員増」、「短時間の勤務に対応する保育」と続きます。その他、「子どもが病気のときに預かる保育」、「週2～3日といった勤務に対応する保育」、「幼稚園における預かり保育」、「幼稚園と保育所（園）機能をあわせもつ施設の創設」が比較的、高くなっています。また、アンケートにおける自由記載意見では、公立幼稚園における3歳児保育を希望する意見が多くなっています。

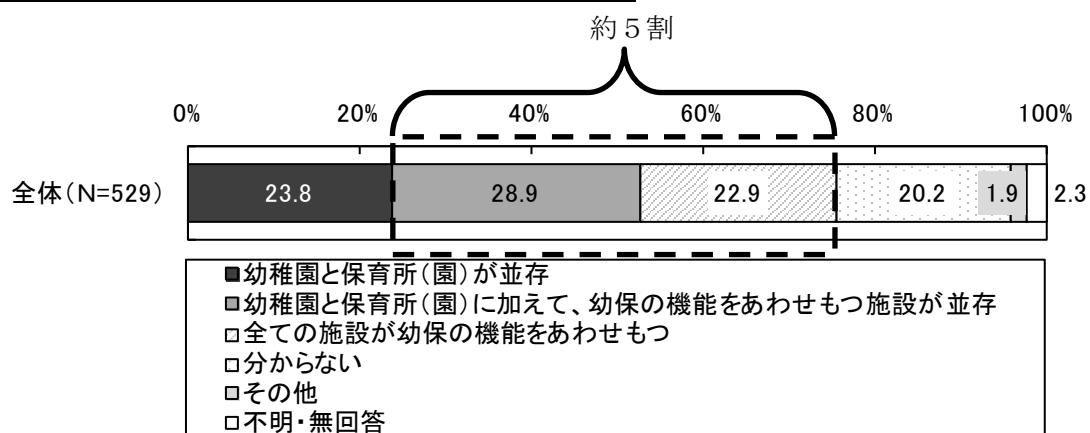
④ 待機児童を減らすために必要だと思う主な施策

【全体】

1 (59.9%)	2 (52.0%)	3 (30.2%)
保育所（0～5歳児全体）の増設	幼稚園の預かり保育の延長や条件緩和	幼保一体施設の創設

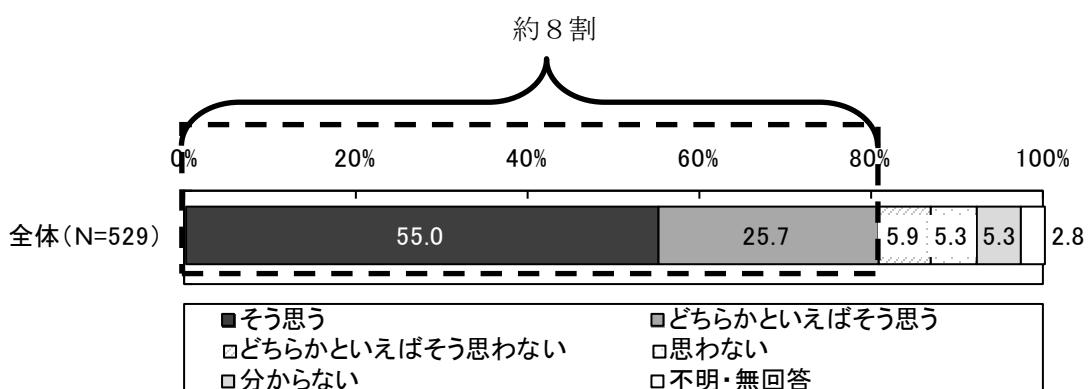
- 「保育所（0～5歳児全体）の増設」「幼稚園の預かり保育の延長や条件緩和」が約5～6割と高くなっています、次いで「幼保一体施設の創設」となっています。
- 幼稚園では「幼稚園の預かり保育の延長や条件緩和」が約5～6割と高く、特に公立幼稚園では最も高くなっています、「幼稚園の預かり保育」の拡充が待機児童解消に一定の効果があると考えられていることがうかがえます。

⑤ 望ましい幼稚園と保育所（園）のあり方



- 「幼稚園と保育所（園）に加えて、幼保の機能をあわせもつ施設が並存」が3割近くと最も高くなっていますが、「幼稚園と保育所（園）が並存」「全ての施設が幼保の機能をあわせもつ」が2割強と、3つの意見に分散されている状況です。また、分からぬ意見も約2割となっています。
- しかし、「幼稚園と保育所（園）に加えて、幼保の機能をあわせもつ施設が並存」と「全ての施設が幼保の機能をあわせもつ」を合わせると5割近くとなり、何らかの形で幼保の機能をあわせもつことの必要性を感じていることがうかがえます。

⑥ 親の就労の有無等の要件に関わらず、希望する教育・保育が受けられる制度



- 「そう思う」(55.0%)、「どちらかといえばそう思う」(25.7%)を合わせた『思う』の割合が8割と大半を占めており、入所要件にかかわらず、希望する教育・保育が受けられる体制が望まれています。

5. 幼児教育と保育の一体的提供のための現況調査

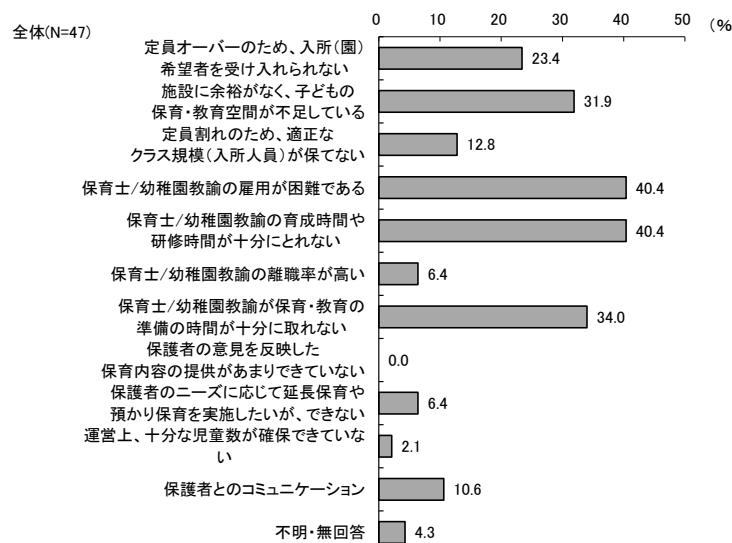
施設アンケート（概要）

○調査対象者：草津市内の公立・私立幼稚園、公立・私立保育所、認可外保育施設

○調査期間：平成25年6月20日（木）～平成25年7月12日（金）

配布数	回収数	有効回収率
49	47	96%

◆施設の運営上の課題

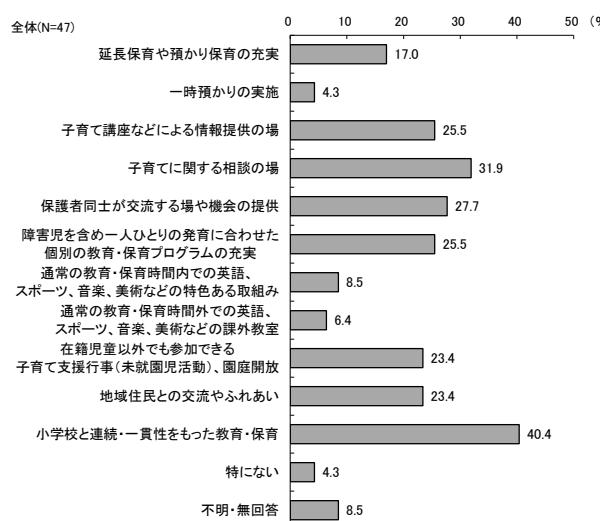


「保育士／幼稚園教諭の雇用が困難」「保育士／幼稚園教諭の育成時間や研修時間が十分に取れない」などが4割であり、人材の確保や資質の向上が主要な課題となっています。

次に、「保育士／幼稚園教諭が保育・教育の準備の時間が十分に取れない」との課題が34%となっています。

また、「施設に余裕がなく、子どもの保育・教育空間が不足している」も3割近くとなっている他、「定員オーバーのため、入所(園)希望者を受け入れられない」との課題も23%となっています。

◆通常の教育や保育に加え、充実していきたい役割や機能



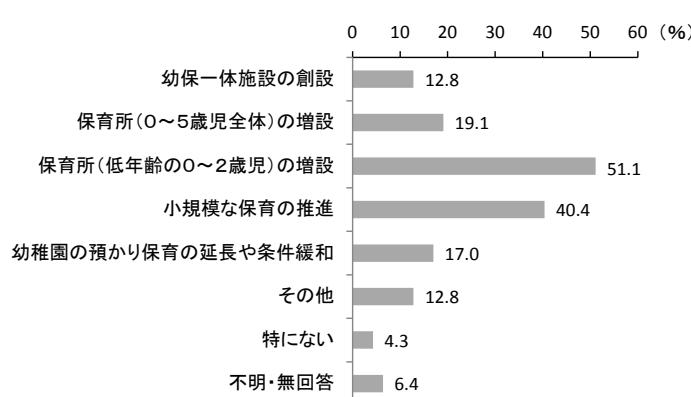
「小学校と連続・一貫性を持った教育・保育」、「子育てに関する相談の場」、「子育て講座などによる情報提供の場」、「子育て支援行事、園庭開放」といった幼保小の連携や子育て支援などの機能が充実していきたい役割や機能となっています。

また、「障害児を含め一人ひとりの発育に合わせた個別の教育・保育プログラムの充実」、「地域住民との交流やふれあい」も高い割合を占めています。

◆優先的に実施してほしい就学前児童に対する施策

優先してほしい施策では、「子育て支援サービスの充実」が3割近くと最も高くなっています。その他、「幼稚園や保育所（園）にかかる費用の軽減」や「公立幼稚園における預かり保育の拡充」、「認可外保育施設への運営支援」、「短時間勤務に対応する保育」、「保育所（園）の数や定員増」が約2割と高くなっています。

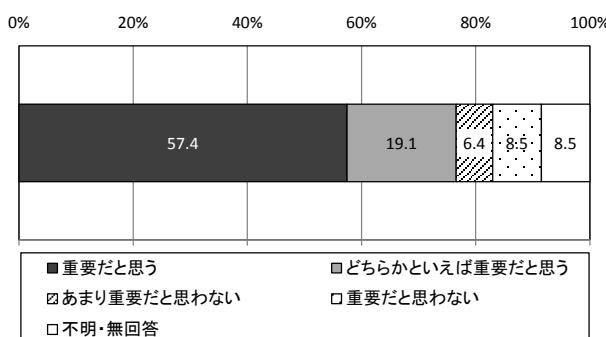
◆待機児童に対する施策



待機児童に対する施策では、「保育所（低年齢の0～2歳児）の増設」「小規模な保育の推進」が4割を超え高く、低年齢児保育への対応や小規模保育へのニーズがうかがえます。

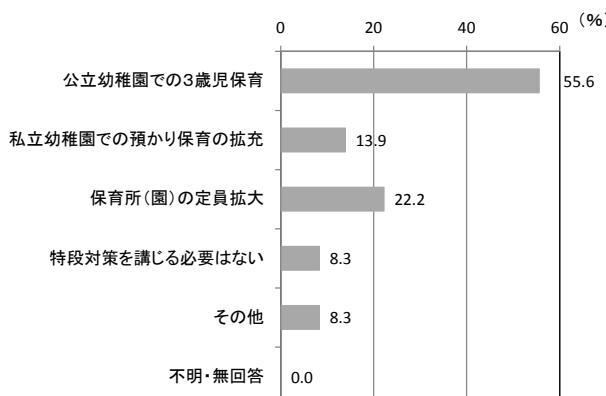
◆就学前施設における3歳児への幼児教育や保育の重要性

全体で76%が、就学前施設における3歳児への幼児教育や保育を『重要』と考えています。特に「重要だと思う」または「どちらかといえば重要だと思う」割合は、公私立幼稚園では100%となっており、公私立認可保育所（園）より、高い割合を占めています。



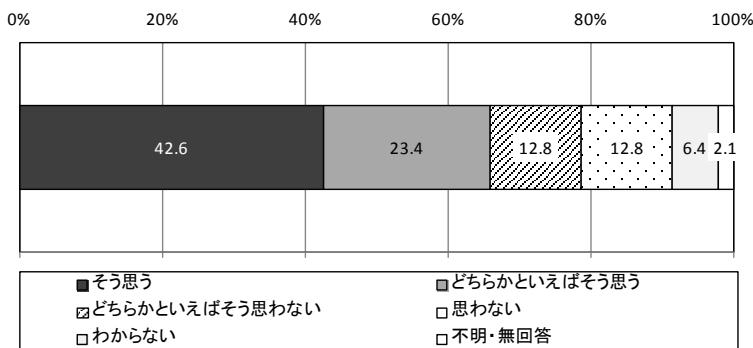
◆3歳児の未就園者を解消するために有効な施策

全体で55%が、「公立幼稚園での3歳児保育」を有効と回答しています。



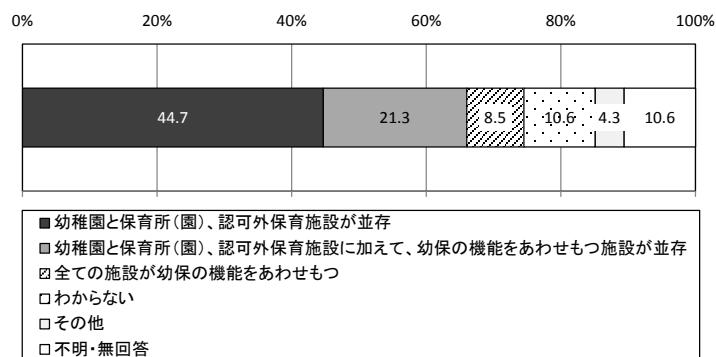
◆就労の有無にかかわらず希望する教育・保育が受けられる制度

全体の6割近くが就労の有無にかかわらず希望する教育・保育が受けられる制度を望ましいと考えています。



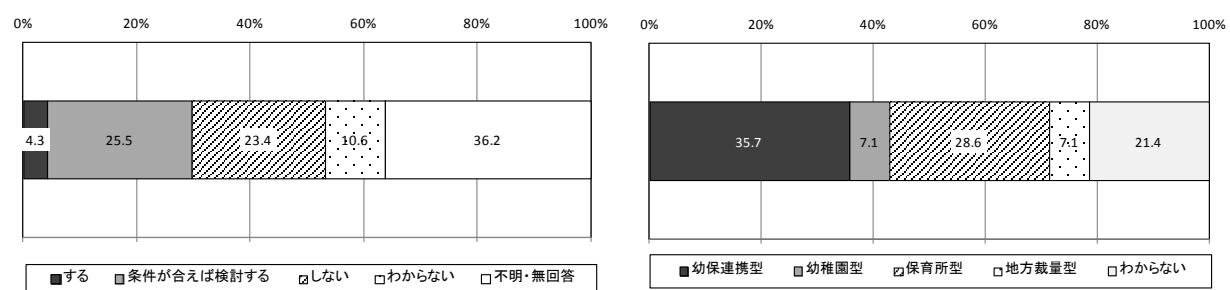
◆今後の就学前教育のあり方

全体で「幼稚園と保育所（園）、認可外保育施設が併存」が4割近く、「幼稚園と保育所（園）、認可外保育施設に加えて、幼保の機能をあわせもつ施設が併存」が2割近くとなっています。



◆認定こども園への移行の検討状況

認定こども園への今後の意向の検討では、約3割が「する」「条件が合えば検討する」としています。移行検討の認定こども園のタイプは、「幼保連携型」が4割と大部分を占め、意向が比較的高くなっています。



移行しない理由では、「現時点で移行の必要性を感じない」が4割近くとなっており、その他、「現在のままが妥当」、「職員体制が困難」と続きます。

認定こども園への意向を考えた場合に対策が必要なことは、「職員配置体制の充実」が3割近く、「保育室等の増築・改修」と「保育カリキュラムも再構築」が2割近くとなっており、職員体制の充実や保育スペースの確保、カリキュラム整備などが求められています。

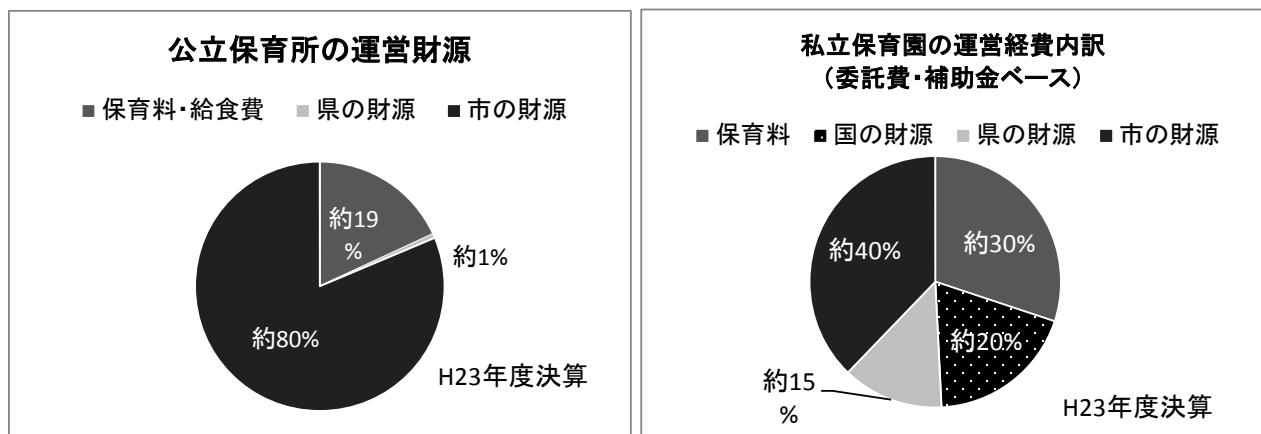
6. 認可保育所（園）、幼稚園の運営費

（1）保育所（園）の運営費

公立認可保育所の場合、保育料で約2割、残りの大半は市の一般財源（市民の税金）で賄われています。一般的な運営経費については、障害児保育等を除き、国・県の補助金や負担金はありません。

一方、私立認可保育園の運営費の財源は、市からの運営委託費と運営補助金から賄われています。運営委託費と運営補助金については、市が一括して支出していますが、国・県の財源負担があります。

財源負担の構成としては、保育料で約3割、国の財源で約2割、県の財源で約1.5割、市の一般財源（市民の税金）で約4割となっています。



◆私立認可保育園の運営費のフレーム

〔支出〕

通常の保育に係る費用（運営費） (市が一括して国の定める保育単価に基づき支弁)	
--	--

〔収入〕

本来の保育料（国の定める保育料基準額）	国・県・市の負担額		
実際の保育料（市保育料）	市による保育料軽減額		
		国負担額 (1/2)	県負担額 (1/4)

◆公立保育所の運営費のフレーム

〔支出〕

通常の保育に係る費用（運営費）	
-----------------	--

〔収入〕

本来の保育料（国の定める保育料基準額）	市負担額 (100%)	
実際の保育料（市保育料）	市による保育料軽減額	

*その他、延長保育や一時預かり、障害児保育等の通常保育以外の費用については、運営補助金が交付されています。（市が国・県の補助を含め、一括して補助金交付）

(2) 幼稚園の運営費

公立幼稚園について、保育料で約2割、残りは市の一般財源（市民の税金）で賄われています。一般的な運営経費については、国・県の補助金や負担金はありません。

私立幼稚園について、国県からの保育料と私学助成で賄われており、市負担額はありません。保育料については、就園奨励費や保育料補助金を保護者に給付することにより、保護者の負担軽減を図っています。

就園奨励費

保育料補助金

◆私立幼稚園の運営費のフレーム（参考）

〔支出〕

通常の保育に係る費用（運営費）

〔収入〕

園で定める保育料

**私学助成
(国・県で負担)**

◆公立幼稚園の運営費のフレーム

〔支出〕

通常の保育に係る費用（運営費）

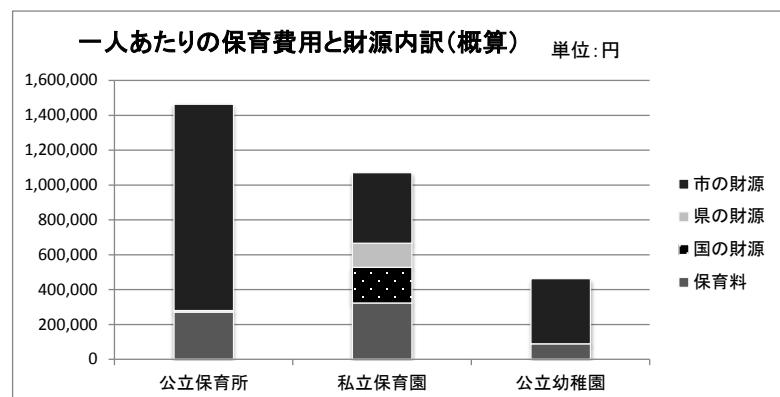
〔収入〕

市で定める
保育料

市負担額

(3) 児童一人あたりの保育費用と財源内訳

認可保育所（園）では、平均すると児童一人あたり 100 万円代の保育費用（給食費用含む。）がかかり、その2～3割が保護者負担で賄われています。公立保育所と私立保育園を比較すると、公立保育所の方が1人あたりの保育費用は高くなっています。



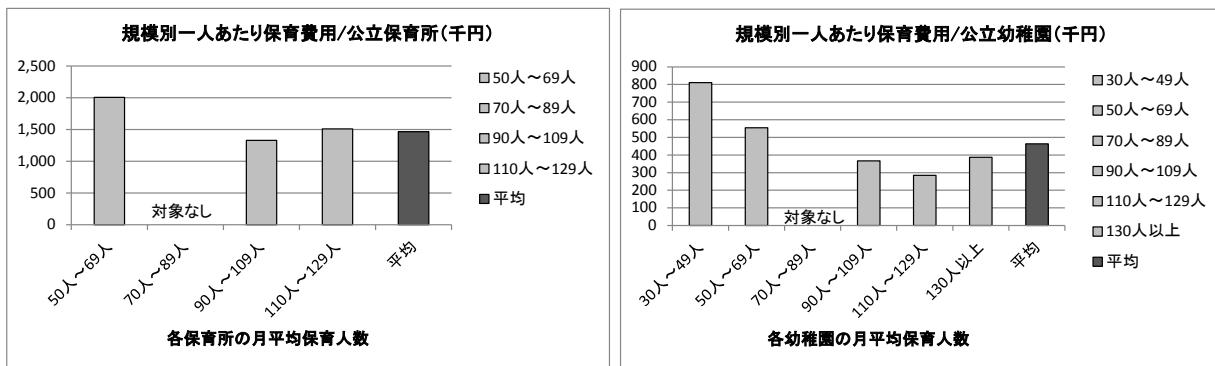
*私立保育園については、市から支出している運営費および運営補助金のベース

幼稚園では、公立幼稚園の場合、平均すると一人あたり 40～50 万円の保育費用がかかり、その約2割が保護者負担で賄われています。私立幼稚園は県所管につき、データはありません。

なお、保育所と幼稚園では、一人あたりの運営費に差がありますが、これは保育所での低年齢児保育について、配置基準上、手厚い保育士配置が必要なため、人件費が上昇することが主な理由です。

(4) 施設規模別の児童一人あたりの保育費用

公立保育所・幼稚園ともに、比較的規模の小さい施設について、一人あたりの保育費用が高くなっています。



*各施設の定員ではなく、平成23年度における実際の月平均保育人数により、区分しています。

認可保育所（園）や幼稚園の運営財源については、保育料（保護者負担）に加え、市・県・国からの財源負担（税金）により、その大半が賄われています。

認可保育所（園）の場合、保育料以外の財源負担として、公立保育所は、約80%が市税で賄われている一方、私立の認可保育園は、国や県の財源負担があるため、市税の負担割合は約40%に留まり、大きく市税の負担割合が異なります。幼稚園においても、私立幼稚園には国県の財源負担があるため、公立幼稚園の方が市税の負担割合が高くなっています。

また、児童一人あたりの保育費用において、私立より公立、また規模の小さい施設について、一人あたりの保育費用が高くなっています。

市税については、広く市民の負担の下、福祉、公共的なインフラ整備等、市民生活の様々な分野で使われており、就学前教育や保育への充当についても、その受益を受ける方以外の市民の理解を得ることは欠かせず、市税の負担割合や保育費用（コスト）について、十分考慮していくことは重要です。

しかしながら、単に効率性だけで判断するのではなく、子供の最善の利益につながるよう、幼児教育および保育のさらなる充実に向けて、市税の効果的な運用や使い道という視点に踏み込むことの重要性も求められています。

就学前教育と保育の財源を有効に活用するために、公私立または施設規模によるコストの違いを念頭に置きながら、将来的な、幼稚園、保育所（園）、幼保一体化のあり方について、検討を進める必要があります。

III 国の子ども・子育て施策に関する現状と方向性

子どもや子育てをめぐるさまざまな状況・課題を解決することを目的に、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。この制度は、消費税率引き上げによる増収分のうちの約7,000億円を財源として確保し、市町村を主体として、進められていくこととなります。

新制度においては、大きく3点ポイントがありますが、そのうちの「1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」として幼保一体化について、推進していく方向性が示されています。

子ども・子育てを取り巻くさまざまな状況・課題

全国的な現状・課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ど�数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働率）
- 質の高い幼児期の学校教育振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

子ども・子育て支援新制度の目的

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

3. 地域の子ども・子育て支援の充実

IV 草津市における質の高い幼児教育・保育のあり方

核家族化の進行や就労形態の多様化など子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、今後少子化の流れは一段と進むことが予想されています。そのため、これまでの幼稚園と保育所の枠組みだけでなく、保護者の就労形態に関わらず、子どもが教育・保育の機会を得られる幼保一体化施設を加えることにより、保護者の選択肢を広げ、増加・多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもを安心して生み育てられる環境づくりが求められています。

子どもの視点や保護者ニーズに沿った幼児教育、保育の実施や地域全体で子育てを総合的に支援する体制を構築するため、幼稚園・保育所（園）で培われてきた成果や良い点を活かしつつ、相互の連携と協力を強化して、質の高い幼児教育、保育および総合的な子育て支援を行うことが求められていると言えます。

草津市幼保一体化検討委員会では、国のかかる「子ども・子育て支援制度」の動向も踏まえ、多様な保育ニーズや社会の変化に対応できる新しい時代の幼稚園、保育所および認定こども園等のあり方について、幼保一体化を中心に、本市の就学前児童を取り巻く現状やアンケートによる市民ニーズ等を踏まえ、下記の12項目を中心に、幅広い視点から議論を重ねてきました。

提言項目	主な提言内容
①教育、保育の質の確保	<ul style="list-style-type: none">〇歳児から就学前の一貫、連続した教育、保育、子育て支援が重要職員体制や連携方法、処遇面の向上、研修機会の拡充幼保一体化に伴う課題整理の必要性（1日の流れ、短・長時部の連携、給食への配慮、施設的な工夫等）
②職員や保護者間の連携	<ul style="list-style-type: none">幼保一体化に向けた職員意見を反映する必要性日常の教育、保育カリキュラムを検討する時間の確保保護者と職員の連携や保護者同士の学びあいの必要性
③低年齢児の保育・教育、支援	<ul style="list-style-type: none">幼保一体化に際しての低年齢児に対する保育、教育の拡充
④保育所での待機児童と幼稚園の定員割れの解消	<ul style="list-style-type: none">保育需要に応じた施設整備の優先実施幼稚園における預かり保育の拡充や公立幼稚園での3歳児保育に対する段階的な対応の必要性就学前施設の適正配置を併せた幼保一体化のアプローチ
⑤3歳児の未就園児に対する幼児教育の提供	<ul style="list-style-type: none">3歳児に対する幼児教育や子育て支援の場等の拡充幼保一体化の推進や幼稚園のあり方検討等による3歳児受け入れ枠の拡大
⑥多様な就労形態に対応した就学前施設のあり方	<ul style="list-style-type: none">就労ニーズに対応した幼稚園での預かり保育等の拡充
⑦特別支援教育への対応	<ul style="list-style-type: none">人員配置、保育環境等の面での、就学前までの継続的な一人ひとりへのきめ細やかな配慮

提言項目	主な提言内容
⑧未就園児活動を含む子育て支援や家庭支援機能のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援や家庭支援機能等のセンター的機能の必要性 ・未就園児活動等の充実
⑨幼保、保幼小の連携・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携に加え、小学校との連携・交流の推進
⑩幼保一体化ニーズと保護者の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労の有無に関わらない施設の利用等の観点を踏まえ、保護者の選択肢の一つとしての幼保一体化施設の展開
⑪幼保一体化に伴う広報周知	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保一体化のメリットや課題点の解消について、保護者へ広報周知、説明等を行い進めていく必要性
⑫公私立の役割と民間の力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで幼稚園、保育所（園）で培われてきた幼児教育と保育の成果を継承、充実させ、相互に活用 ・公としての責任を果たし、公私立の連携強化と民間の力の積極的な活用を図る視点

1. 教育・保育の質の確保

0歳から就学前の乳幼児は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として、また、その生活環境においても、人が大きく成長する上で非常に重要な意味を持っています。この時期に子どもは、生活や遊びといった直接的かつ具体的な体験を通して、情緒的、知的な発達、あるいは社会性を養い、人として、社会を構成する一員として、より良く生きるために基礎を獲得していきます。

そのため、今後の幼児教育・保育のあり方を考えていく上で、幼稚園や保育所における0歳から就学前までの育ちの中で、子ども一人ひとりの将来的な育ちを踏まえながら、3歳児からの幼児教育のあり方を含め、いかに一貫した教育や保育、子育て支援が連続的に行えるか、考えていくかが重要です。その上で、職員体制や連携方法、処遇面の向上、職員への十分な研修機会の拡充等を含め、「幼保の教育・保育の質」を考えしていくことが必要です。

また、幼保一体化に伴う課題として、例えば認定こども園の場合、長時部・短時部による子どもたちの1日の午前・午後の過ごし方（保育・教育内容）、降園時間の違い、教育の進度の差への対応等に向け、職員間の連携や短時部から長時部へのスムーズな移行のための仕組みづくり、給食への配慮、施設的な工夫など、子どもも保護者も安心できる、また子どもにとって生活の実態に合った保育内容、流れをつくっていく必要があります。

①幼保の教育・保育の質、内容について

幼児期の子どもは、生活や遊びといった直接的かつ具体的な体験を通して、情緒的、知的な発達、あるいは社会性を養っていきます。子ども達が、生活や遊びの中で様々な課題に自ら対応できる力を見つけ、人を思いやる気持ちや感動する心等を育みながら成長するためには、0歳から5歳までの各年齢に応じた保育、教育をいかに連続的かつ高い質を確保し、提供していくかが重要です。

また、幼保一体化にあたり、多様な保育・教育がある中で、保育形態の違いや求められる保育・教育の内容と保護者ニーズをすり合わせることや、長時部・短時部の教育の進度や差、内容に違いが生じないよう工夫することが求められます。

②子どもを中心においた幼保一体化に対する方向性

幼保一体化を進めていく上で、子どものためにといった視点が最も重要であり、給食、お昼寝、お迎えなど子どもの生活の実態に合った保育内容、流れをつくっていく必要があります。そのことは、教育・保育を受けられる機会そのものを含め、全ての子どもに等しく、教育・保育の内容を保障していくことを前提にすることが求められます。また、幼保一体化施設においては、長時部・短時部ともに、子どもを主とした生活と質の高い教育、保育が保障される必要があります。

その上で、保護者にとって預けやすく、利用しやすい施設であることも求められます。

③幼保一体化(認定こども園)の課題

幼保一体化に際し、幼稚園と保育所ではカリキュラムや給食、行事、保育料の違いなどがあり、保護者の不安を解消し、それらを一体化するまでの課題について、既に実施している幼保一体化の事例等を検証し、その解決を探る必要があります。

将来的に、通いやすさや就労といった制限に関わらず、希望する施設に通うことができることが望されます。

④給食における配慮(食育の推進)

乳幼児期における、食の体験は、大人になってからの食生活や意識、基本的生活習慣に影響を与えるものであり、就学前施設における「食育」は「食べ物への関心」、「適切な食行動」、「食の正しい知識」、「食事づくりへの参加」などを身に付けていく上で、重要なものです。そのことから、給食については、単に食事を提供するといったものではなく、給食が素材から調理されている様子やにおい・音を感じたりする環境を確保することが必要です。

また、給食を実施する場合、食育の観点から、自園内による調理により、子どもたちの生活の一部として、栄養面やアレルギーの問題に十分配慮しながら、職員間の意志疎通を十分に行い、安全で安心な給食をきめ細やかに提供できる体制が求められます。

⑤幼保一体化施設における施設的な配慮

幼保一体化施設については、長時部・短時部それぞれ、子どもにとって生活環境を十分に確保することが必要です。幼保一体化に際しては、長時部、短時部それぞれの生活や保育カリキュラムに応じて、施設的な工夫を行い、必要に応じて、施設の改修や更新を行う必要があります。

2. 職員や保護者間の連携

幼保一体化を実施する上で、職員の役割も重要になることから、先生の話し合いの場や意見聴取を行うなど、事前に十分に行うことが必要です。また、実施においては、教育・保育の質を確保できるよう、日常の研修の充実をはじめ、日々の教育・保育カリキュラムを検討する時間を確保する配慮が求められます。

また、幼保一体化に際しては、職員の待遇・配置や連携方法の問題を含め、既に実施している幼保一体化の事例（良い点・課題）から、その解決法を探っていく必要があります。幼保一体化に対する保護者の不安は多い一方、幼保一体化に対する保護者の認知度は低いこともあり、幼保一体化についてのメリットや課題点の解消等について、丁寧な説明と広報周知、さらには保護者と職員の連携、保護者同士の学びあいなど、懇談会や学びあいの場を設け理解を深めていくことが求められます。

①幼保一体化に伴う職員の連携、カリキュラム

幼保一体化施設については、長時部と短時部があることから、日々の保育において職員間の連携や情報共有を十分に行う必要があります。そのために、子どもを中心に考え、課題等を組織として、職員全体で乗り切る協力・信頼体制を構築することが必要です。

また、カリキュラムについては、保育所保育士と幼稚園教諭が協力し、新しい幼保一体化カリキュラムを作成し、質の高い教育、保育を提供することができる体制づくりが必要です。

現在、公立保育所・幼稚園間で人事交流や共同研修の取組みが進んでおり、その成果を活かしていくことが求められます。

②職員の待遇、研修体制

幼保一体化に際し、質の高い保育や教育の提供、子育て・保護者支援の必要性の高まりを考えると、質の高い職員の確保が必要であり、質の確保に向けた取り組みと待遇確保が非常に重要です。

幼保一体化の実施に際して、職員の研修体制を充実させるとともに、現場において職員が不足する現状の中で、実際に研修を受講できる時間を確保する仕組みが必要です。また、研修の拡充と併せて、日々の保育カリキュラム等を組む時間や会議等に要する時間を十分に確保する方策を進め、職員の労働環境確保と質の高い教育・保育提供を両立させる取組みが必要です。

③保護者間の連携等

幼保一体化に際し、行事の参加やP T A活動等、整理すべき課題もありますが、長時部、短時部それぞれの保護者が、相互に理解、連携できる場を作ることが必要です。就労の有無に関わらず、在籍児童の保護者が一つになって、つながり、子どもたちを支え、育てる意識づくりを行うことができる環境づくりが求められます。

3. 低年齢児の保育・教育、支援

子どもの育ちの面から、3歳未満児の時期は、将来の人格形成等に大きく影響を与える非常に重要な時期であり、幼保一体化に際しては、低年齢児に対する保育、教育の拡充が求められます。

また、幼保一体化により、低年齢児から小学校進級まで、一人ひとりの育ちを見通した連続した教育・保育を行うことができるメリットがあります。例えば、3歳児以上の場合、家庭の事情等により、就労要件がなくなった場合であっても、長時部から短時部に移行すること等により、退園することなく、子どもの育ちを継続して確保することができます。

また、0歳、1歳の待機児童が多いことから、幼保一体化に際して、低年齢児の受け入れ体制を拡充していくことが、待機児童対策としても寄与することが期待されます。

4. 保育所での待機児童と幼稚園の定員割れへの解消

女性を中心とする就労率の向上や就労形態の多様化に伴い、就学前施設(幼稚園・保育所(園))に求められるニーズも変化してきています。

幼稚園において入園者の減少傾向があり、特に公立幼稚園では定員割れが顕在化してきています。また、幼稚園については、保護者の就労意向の増加に伴う預かり保育の拡充、公立幼稚園での3歳児保育といった保護者ニーズがあり、預かり保育の実施等、段階的にそれらのニーズに対応する必要があります。

保育所(園)については、待機児童対策といった解決すべき課題があり、必要な保育需要に応じた保育定員の増員が必要であり、保育需要に応じた施設整備を行い、待機児童解消を緊急的、優先的に実施することが求められます。しかしながら、将来の就学前人口減を踏まえると、保育所のみの増設で対応するのではなく、就学前施設の適正配置と併せて、幼稚園、保育所(園)の一体化からのアプローチも必要です。

5. 3歳児の未就園児に対する幼児教育の提供

現在、本市において、3歳児の約3割が保育所、幼稚園に在籍していない一方、それら3歳児に対する幼児教育の提供や子育て支援のニーズは、非常に高まっています。子どもの育ちの観点から、集団での人間形成やルールの習得上、3歳は重要な時期であり、3歳児に対する幼児教育や子育て支援の場や機会を様々な方法で拡充していくことが強く求められています。

3歳児の受入れについては、幼保一体化の推進や幼稚園のあり方を検討すること等により、受入れ枠の拡大を図っていく必要があります。また、受入れ枠の拡大には、施設や職員の確保等、時間を要するため、保育所、幼稚園等における3歳児を中心とした子育て支援機能、未就園児活動等をまずは拡充・強化する取組みが求められます。

6. 多様な就労形態に対応した就学前施設のあり方

共働き家庭の増加などに伴い、幼稚園での預かり保育や延長保育におけるニーズはますます高まってきており、ニーズに対応するために、延長保育の確保や預かり保育の拡充が求められます。預かり保育等の実施に際しては、保育ニーズへの対応が求められる一方、教育・保育の質が確保されるよう、幼稚園教諭や保育士の研修の時間などを確保したり、職員の待遇面も踏まえていく必要があります。

7. 特別支援教育への対応

特別支援教育の必要性はますます高まっており、障害児など特別な支援を必要とする児童に対して、幼保一体化により、現在までの支援の取り組みが後退することなく、人員配置、保育環境等の面で、就学前までの継続的な一人ひとりへのよりきめ細やかな支援が受けられるような配慮が必要です。

また、職員および職場全体で対応できる体制の確保や充実した研修を行なながら、ノーマライゼーションの視点を持って対応できることが求められます。

※特別支援教育…障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

8. 未就園児活動を含む子育て支援や家庭支援機能のあり方

現在の就学前施設においては、子どもの教育や保育だけでなく、子育て支援や家庭支援機能、地域的な保護者間のつながりづくり、子育て不安の解消等を支援できるセンター的な機能が求められています。幼保一体化施設については、より一層、子育て支援機能を担うことが必要であり、各種ニーズ調査等を参考として、必要な保護者ニーズを的確に把握しながら、幼保一体化施設等での、未就園者への教育・保育（未就園児活動）や一時預かり等の保護者支援機能の充実を図り、子育て支援や家庭支援を充実していくことが求められています。

9. 幼保、保幼小の連携・交流

幼稚園や保育所（園）では、遊びを通して「人・もの・こと」に関わり、様々なことを学んでいます。一方、小学校では、時間割に基づき、教科書等の教材を用いて学習を行っています。小学校入学にあたり、子どもも保護者も期待とともに不安が生じます。これに対して、子どもの発達や学びは連続しているという観点から長期的な視点を持ち、幼児期の「学びの体験」を子どもの「思い」とともに、小学校教育につないでいくことが求められます。

幼保それぞれの連携に加え、小学校との連続性や連携・交流方法について、現在行っている幼保、保幼小の交流を活用し、地域的なあり方も考えながら、工夫し、推進していく必要があります。

10. 幼保一体化ニーズと保護者の選択

就業形態が多様化する中で、保護者の就労の有無に関わらない施設の利用や少子化の進行により子どもや兄弟の数が減少する中で、また子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会の確保が課題となる中で、保護者の選択肢の一つとして、幼保一体化施設（認定こども園）の展開が考えられます。

11. 幼保一体化に伴う広報周知

幼保一体化について、保護者に、十分に認識されていない状況があり、今後さらなる周知を行っていく必要があります。

また、幼保一体化について、保護者説明会や意見交換の場などを設け、幼保一体化のメリットや課題点の解消について、十分説明し、理解を得ながら、幼保一体化を進めていく必要があります。

12. 公私立の役割と民間の力の活用

本市には私立の幼稚園、保育所が数多く存在し、公立とともに、重要な幼児教育と保育の担い手としての役割を果たしてきています。

幼保一体化に際しては、これまで公立および私立の幼稚園、保育所（園）で培われてきた幼児教育と保育の成果を草津市における貴重な財産として、継承、充実させ、相互に活用していくことが重要です。

今後の幼保一体化や幼稚園、保育所のあり方として、幼児教育、保育に関する財源を効果的に活用し、質の高い幼児教育と保育を安定的に提供していくためには、公としての責任を果たしながら、公私立における連携を深め、また本市の幼児教育、保育を担ってきた民間の力を貴重な社会的資本として、引き続き積極的に活用していく視点が必要です。

V 草津市における幼保一体化についての基本的な考え方(まとめ)

●幼保一体化の視点

現在、本市には待機児童対策といった解決すべき緊急の課題があり、保育需要に応じた施設整備を行い、待機児童解消を図ることが求められます。しかしながら、将来の就学前人口減を踏まえると、保育所のみの増設で対応するのではなく、就学前施設の適正配置や幼稚園のあり方検討と併せて、幼保一体化からのアプローチも必要です。

今後の少子化に伴う児童数の動向や待機児童がいる保育所と定員を充足できていない幼稚園との在籍状況のアンバランス、3歳児の未就園児に対する支援など、本市の現状と課題を解決するため、現在の幼稚園・保育所（園）の歴史の中で培われてきた成果や良い点を活かし、損なうことなく、将来を担う子どもの最善の利益を保障するといった観点から、就学前施設の体制を今後も確保・充実していく必要があります。

●幼保一体化における保育・教育の質の確保

これからの中の就学前施設のあり方として、教育・保育の質を確保していくことが、大前提であり、低年齢児から小学校進級までの子ども一人ひとりの育ちの中で、将来的な発達を見据えて、豊かな保育と教育を連続的に低年齢児から提供し、かつ全ての3歳以上児へ質の高い幼児教育を等しく提供し、また子育て・保護者支援の場となることを様々な手法により、子どもを中心においた中で、推進していくことが重要です。

幼保一体化により、3歳児以上へ就労の有無に関わらない教育・保育を実施することが可能であり、加えて、3歳児に対する幼児教育や子育て支援の場や機会を様々な方法で拡充していくことが強く求められています。3歳児については、幼保一体化の推進や今後、幼稚園の3年保育を検討することにより、受入れ枠の拡大を図っていく必要があります。

幼保一体化に際しては、子どもの立場に立った質の高い幼児教育と保育の提供が最も求められ、給食面や施設面等での配慮・工夫を行い、また幼児教育、保育を担う職員の資質向上や連携確保、また待遇改善に向けた取組みなどが必要です。一方で、幼保一体化に対する保護者に不安も多いことから、幼保一体化に対する保護者への丁寧な説明と広報周知を行うとともに、保護者間の相互理解、連携を深めていくことも必要です。

また、障害児など特別な支援を必要とする児童に対して、よりきめ細やかな支援が受けられるような配慮が必要であり、未就園児活動を含む子育て支援機能や家庭支援機能、幼保、保幼小の連携・交流といった観点も重要です。

●幼保一体化の推進方法

今後の幼保一体化の推進については、人員、処遇、カリキュラム等の整備や課題整理、必要な施設改修等を行いながら、草津市のニーズに合ったモデル園を整備し、以降、段階的に実施していくことが望まれます。質の高い幼児教育、保育を提供するために、現状の人員、処遇、施設基準、給食体制の良い点や課題等を踏まえながら、人員・施設環境の更なる向上を図っていくことが必要です。

幼保一体化においては、課題となる点はあるものの、それらの解決を図りつつ、保護者の選択肢の拡大の面からも、多様な就労形態への対応を念頭に置きながら、幼児教育と保育の一体的な提供（幼保一体化）について、市民に対する広報周知を行いながら、実現していくことが求められます。

●公私立の連携と民間活用

幼保一体化に際しては、これまで公立および私立の幼稚園、保育所で培われてきた幼児教育と保育の成果を貴重な財産として、継承、充実させ、相互に活用していくことが重要です。

今後の幼保一体化や幼稚園、保育所のあり方として、幼児教育、保育に関する財源を効果的に活用し、質の高い幼児教育と保育を安定的に提供していくためには、公としての責任を果たしながら、公私立における連携を深め、また本市の幼児教育、保育を担ってきた、民間の力を貴重な社会的資本として、引き続き積極的に活用していく視点が必要です。

●モデル園について

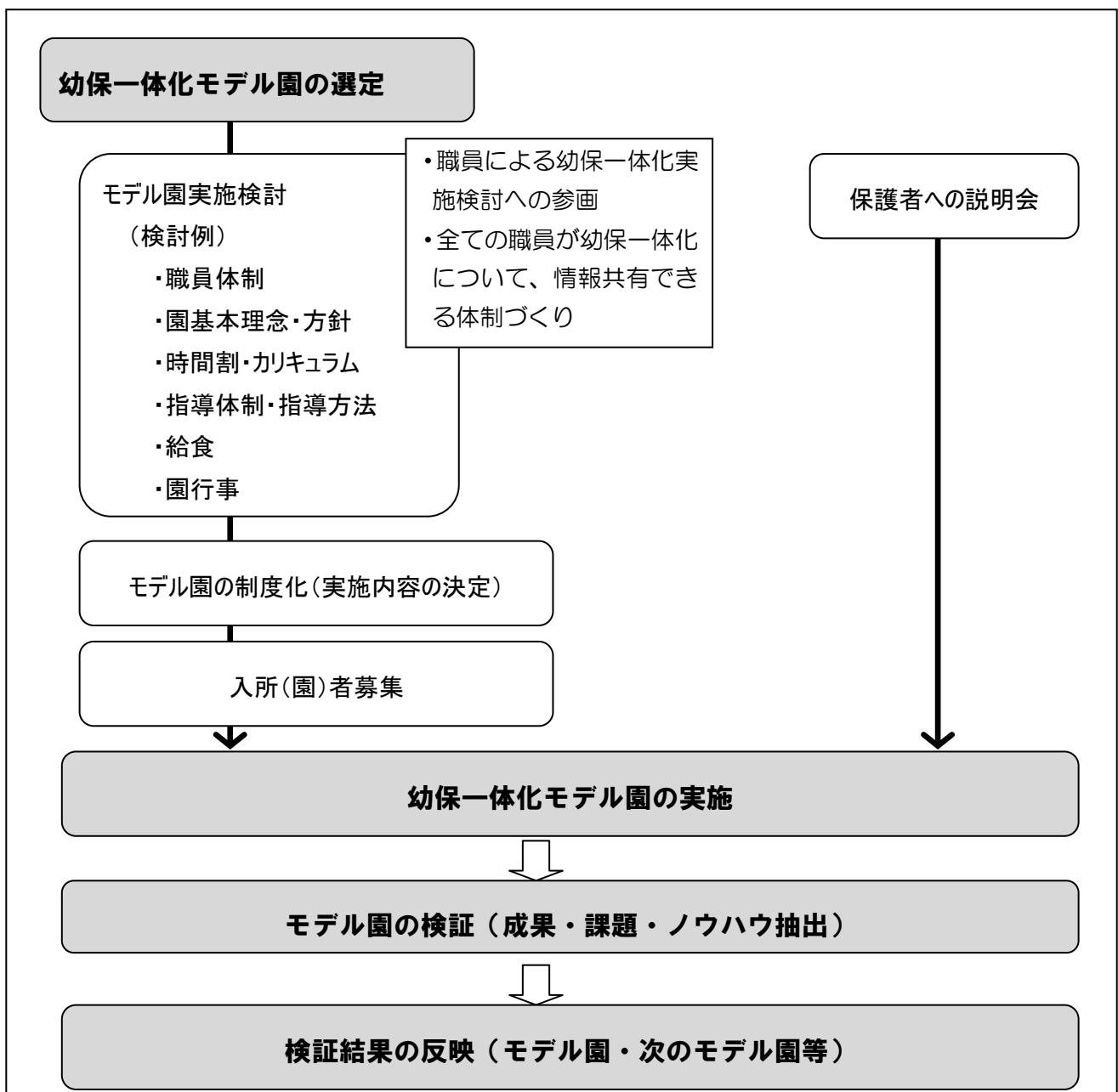
モデル園の整備については、現状において、公立保育所・公立幼稚園からの整備が想定されますが、今後の幼保一体化の進展や私立における機運の高まり等を受けて、私立保育園・私立幼稚園等による幼保一体化実施の推進も視野に入れることができます。

VI 草津市における幼保一体化の実施方策

1. 幼保一体化の実施スキーム

幼保一体化の実施（モデル園）に際しては、職員および保護者に対して、十分情報提供、情報交換、早期からの説明会開催等を実施し、幼保一体化に対する情報共有を行っていく必要があります。

また、幼保一体化については、その成果と改善点等について、アンケート等により把握し、モデル園の検証を行うことが必要です。モデル園の検証により、一体化の成果や課題、改善点、ノウハウ等を、モデル園運営や次のモデル園実施に活かすと共に、今後本市において、一体化を進めようとする施設へ情報提供を行っていくことが求められます。



2. 幼保一体化モデル園について

(1) 基本モデル設定に向けた基本的な考え方

①前提となる考え方

- 「保育所」は、3歳以上児への学校教育機能充実の観点から検討。「幼稚園」は、保育機能の充実の観点から検討（共通して、地域子育て・家庭（特に在宅未就園児）支援の観点から検討）
- 「保育所」・「幼稚園」に、それぞれ必要な教育・保育機能を付加しながら、「認定こども園（各類型）」モデルを検討

②基本モデルの位置づけ

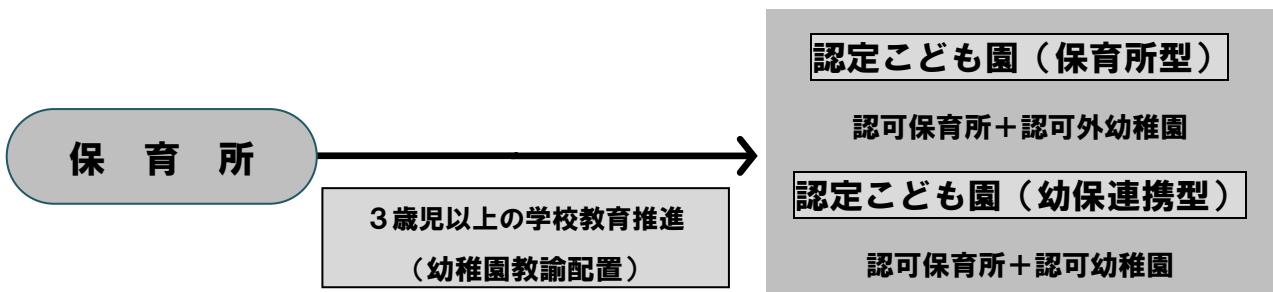
- 保育所移行モデル、幼稚園移行モデル、幼保統合モデルの3類型で整理し、各モデルに基づき、モデル園として移行可能な施設検討を行う。
- 各モデルについては、「各小学校区における公的保育・教育の確保」の観点と「幼保一体化への先導的な意味合い」から、公立保育所・幼稚園において、就学前児童数の将来推移、施設の入所状況（定員超過・定員割れ）、施設の老朽化度合い・諸室配置状況、地域（市民）の保育・幼児教育ニーズ等から、総合的に検証を行い、実施に向けて検討する。
- 私立幼稚園、保育所、認可外保育施設については、公立施設におけるモデル展開内容（草津市の幼保一体化の方向性）を踏まえ、各施設の意向、状況に応じて、幼保一体化（認定こども園への移行）について、各施設において、検討・推進していくものとする。

③基本モデルの方向性

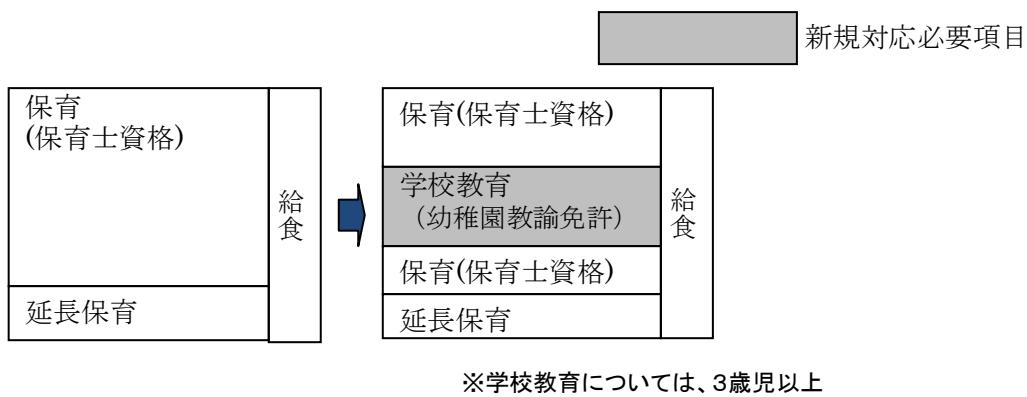
- 各小学校区において、近接する公立幼稚園・保育所については、就学前児童数の将来推移、施設の入所状況（定員超過・定員割れ）、施設の老朽化度合い・諸室配置状況、地域（市民）の保育・幼児教育ニーズ等の課題を整理し、幼保一体化施設として、統合整備
- 各小学校区において、近接する公立幼稚園・保育所がない場合の「公立保育所」については、幼稚園児を受入れ（3歳以上児の学校教育を付与し）、幼保一体化を図る。
- 各小学校区において、近接する公立幼稚園・保育所がない場合の「公立幼稚園」については、保育が必要な児童を受入れ（預かり保育等）、幼保一体化を図る。（クラス編成が極めて困難な幼稚園が生じた場合は、統合や廃園も視野に入れる。）

(2) 保育所の幼保一体化モデル（案）

保育所では、幼稚園教諭の配置など、3歳児以上の学校教育を推進し、保育所型（幼保連携型）への認定こども園への移行が想定されます。（0歳児から5歳児の受入れの中で、連続した保育・教育、子育て支援の場を提供します。）



◆公立保育所（想定される基本モデル（案））



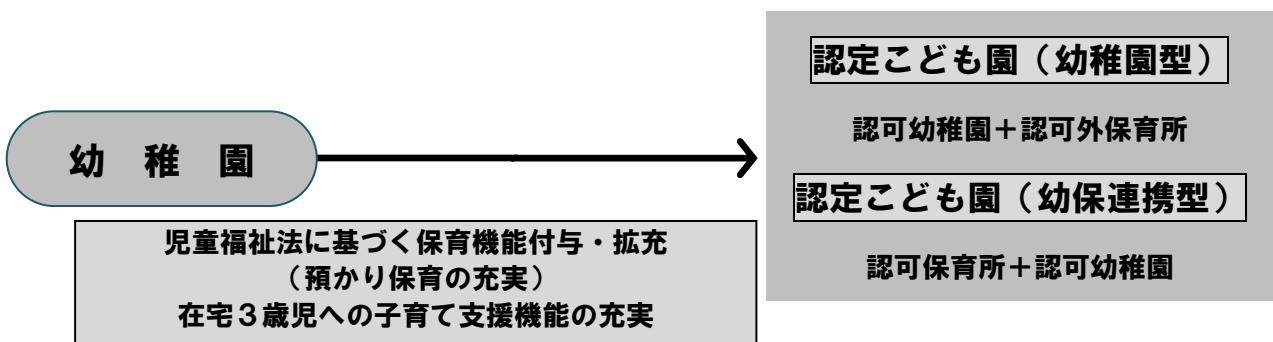
- ・保育所において、「3歳児以上の学校教育」を明確に実施（幼稚園教諭免許）
- ・施設改修は原則、伴わない。
- ・3歳未満児への保育の実施については、変わらない。

想定される施設

第五保育所など（施設機能・スペース的に展開可能）

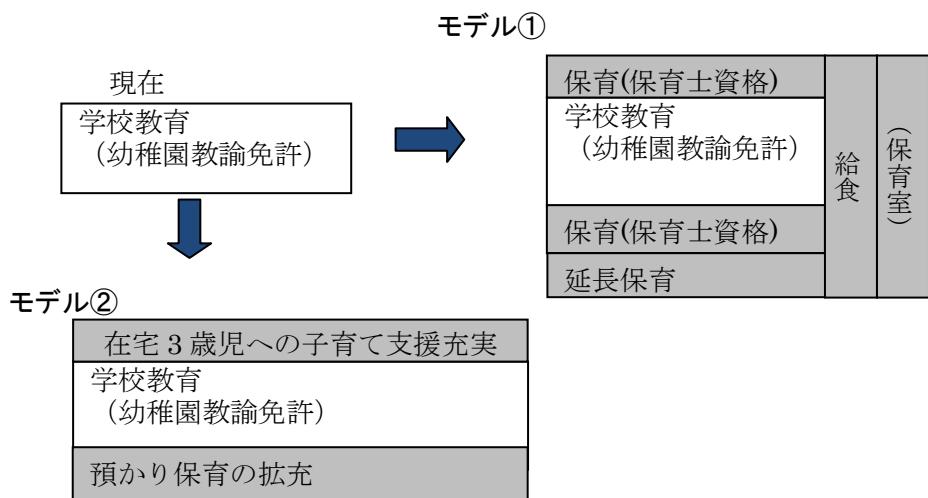
(3) 幼稚園の幼保一体化モデル（案）

幼稚園では、「保育が必要な児童の受入れ・拡充」と「在宅3歳児への子育て支援機能の充実」を図り、幼稚園型（幼保連携型）への移行が想定されます。（原則的に3歳以上児への幼児教育・保育の提供、子育て支援の場を目指します。）



◆公立幼稚園（想定される基本モデル（案））

新規対応必要項目



- ・認定こども園化には、幼稚園単一では、保育室拡張や調理室等、施設改修が伴う可能性が高い、多くの公立幼稚園は大幅な施設改修が必要なため、即時的な幼保一体化は困難
- ⇒経過的に、既存の施設の枠内で、預かり保育機能の充実等により、幼保一体化先取りモデルとすることは有効と考えられる。

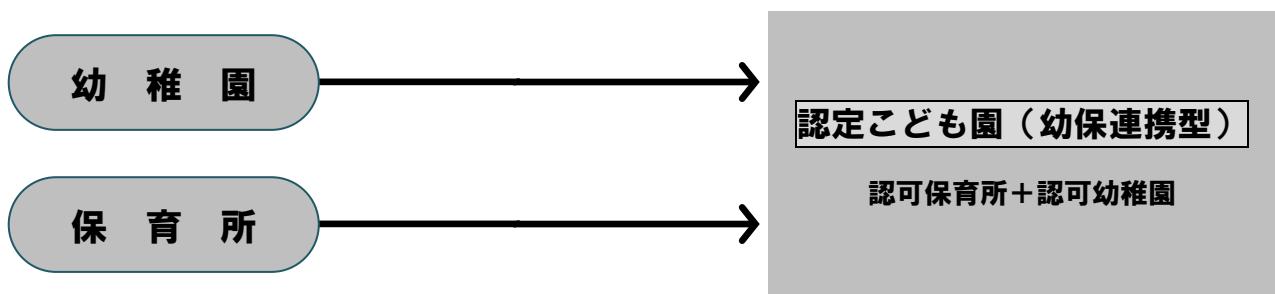
想定される施設

モデル① 笠縫幼稚園など（施設的に増築可能）

モデル② 玉川、山田、笠縫東幼稚園など（施設的に預かり保育の拡充展開が可能）

(4) 保育所・幼稚園の連携・統合による幼保一体化モデル（案）

幼稚園、保育所の新規改築や施設改修を行い、施設の統合化、分担化を図りながら、幼保連携型による幼保一体化の展開が想定されます。（0歳児から5歳児の受入れの中で、連続した保育・教育、子育て支援の場を提供します。）



◆公立幼稚園・公立保育所（想定される幼保連携型モデル（案））

幼稚園・保育所の近接性・一体性等から統合・連携モデル展開が想定されます。

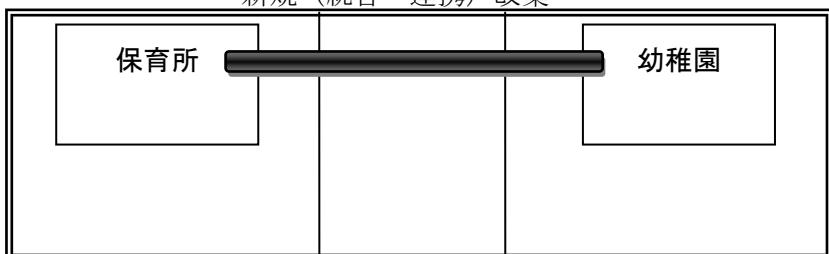
①同一敷地内

施設改修



②近接施設

新規（統合・連携）改築



- 施設の老朽化などを鑑み、更新が必要な施設を新規改築・施設改修し、幼保一体化施設にします。
- 同じ小学校区にあり、かつ近隣・同一敷地であることを考慮し、必要な施設を新規改築、施設改修しながら、施設間の統合や連携による幼保一体化を進めます。

想定される施設

モデル①（同一敷地内） 中央幼稚園、草津保育所

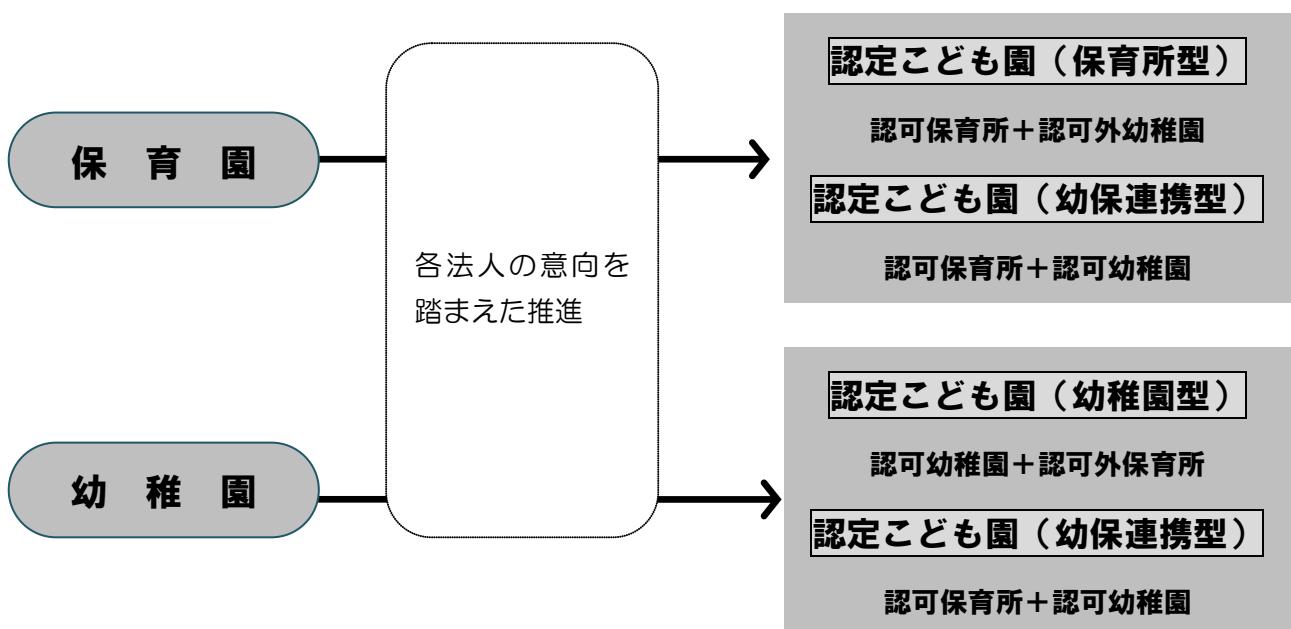
モデル②（近接施設） 第六保育所、大路幼稚園

（第六保・大路幼の老朽改築の必要性・保育需要の逼迫性）

(5) 私立幼稚園・私立保育園等における幼保一体化について

私立幼稚園・保育園については、建学の精神や保育理念、経営方針等があり、幼保一体化の推進（認定こども園化）について、各法人の選択に委ねられます。しかし、幼保一体化の目的とするところは公私立共通の問題であり、保護者の選択肢の拡大や私立の力の活用の観点から、私立における幼保一体化については、各法人の意向を踏まえた推進を視野に入れることが必要です。

また、認可外保育施設については、様々な形態があり、認可化や幼保一体化について一概に論することはできませんが、認可保育所における保育を補完しているものであり、質の高い幼児教育や保育の提供に向けて、認可化や認定こども園化に向けた取組みについては、各法人の意向や実態を踏まえた推進も検討されます。



◆草津市における幼保一体化の基本的モデル（案）に対する検討

【保育所型（幼保連携型）】

◆第五保育所

施設が新しく、面積も確保されているため、施設改修の必要性がなく、実施における支障が少ない状況です。現在、待機児童が発生し、長時部ニーズが高い現状の中、新たに併設される短時部の募集方法についての検討が必要です。

【幼稚園型（幼保連携型）】

◆笠縫幼稚園

施設が新しく、機能的なため、施設的に実施における支障は少ないものの、給食施設の整備や給食の提供方法や3歳児保育室の検討が必要です。

【幼稚園型（就労支援型預かり保育実施園）】

◆玉川・山田・笠縫東幼稚園

幼稚園での就労支援型預かり保育の先行実施は幼稚園型認定こども園の形態に近く、保育ニーズとマッチした状況があります。3年制保育を実施する場合は、施設改修の課題整理が必要となっています。

【幼保連携型】

◆中央幼稚園・草津保育所

すでに施設的に一つの施設となっており、必要な改修のみで実施が可能であり、幼保一体化により、幼保の需給バランスが最適化されます。

◆大路幼稚園・第六保育所

第六保育所の老朽が進んでおり、施設の改築の必要性と緊急性が高い状況の中、移転等を含めた改築工事と併せて、幼保一体化施設に変更していくことが可能です。一方、改築方法や場所の検討が必要であり、移転の場合、用地の確保は困難です。

VII 草津市幼保一体化検討委員会の開催状況

1. 委員構成

委員長 西川 正晃（大垣女子短期大学幼児教育科学科長）

副委員長 福永 英彦（平安女学院大学子ども学部子ども学科准教授）

委員数 12名（委員長・副委員長を含む。）

（学識経験者2名、保育所関係者2名、幼稚園関係者2名、保護者4名、一般公募2名）

2. 開催状況

【平成24年度】

開催時期		主な検討項目
第1回	平成24年8月1日	○草津市における幼稚園・保育所（園）の現状について ○幼保一体化に向けての取り組み経過について
第2回	平成24年9月4日	○草津市の幼稚園・保育所（園）の課題について ・現状と課題の分析 ・保護者アンケート実施の概要 ○国の「子ども・子育て関連3法」の動向について
第3回	平成24年11月6日	○草津市における幼保一体化のあり方について 〔幼児教育と保育の現状とあり方〕 ・保育・幼児教育の現状と内容、経緯・歴史、あり方 ・保護者アンケート結果の報告（速報）
第4回	平成24年12月10日	○草津市における幼保一体化のあり方について 〔幼児教育と保育のあり方〕 ・求められる幼児教育と保育の提供に向けて ・保護者アンケート分析結果の報告
第5回	平成25年1月29日	○草津市における幼保一体化のあり方について ・質の高い幼児教育と保育の一体的提供について ・中間取りまとめ（草案）について
第6回	平成25年3月5日	○草津市における幼保一体化のあり方について ・中間取りまとめ

【平成 25 年度】

開催時期		主な検討項目
第 1 回	平成 25 年 4 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ○中間とりまとめの概要報告 ○平成 25 年度就学前施設の状況 ○平成 25 年度の検討項目（案）について
第 2 回	平成 25 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 守山市立小津こども園視察 ○認定こども園の視察を終えて ○施設アンケートについて
第 3 回	平成 25 年 7 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ○草津市における幼保一体化のあり方について <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園施設基準について ・子ども・子育てシンポジウムを終えて ・就学前施設アンケート調査結果について（速報値） ・草津市において望まれる幼保一体化（施設）のイメージ
第 4 回	平成 25 年 9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ○草津市における幼保一体化のあり方について <ul style="list-style-type: none"> ・草津市において望まれる幼保一体化（施設）のモデル ・草津市の財政状況と保育所・幼稚園の運営費
第 5 回	平成 25 年 11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の待機児童解消に向けた実施計画について ○本市の就学前児童推移の見通し、施設アンケート ○本市の幼保一体化の方向性、提言書の内容について
第 6 回	平成 25 年 12 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○「幼児教育と保育の一体提供に向けて」提言の内容について
第 7 回	平成 26 年 2 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ○「幼児教育と保育の一体提供に向けて」提言の内容について